

## 事案調書(決定會議)

(様式2)

審議目 令和7 年 2 月 28 日

案件名	放課後の子どもの居場所の確保に向けた今後の取組について						
所管	こども・若者未来 局 区		部	こども・若者支援課 課	担当者		内線

## 事案概要

近年の共働き家庭の増加等、子どもたちを取り巻く社会環境が変化する中で、全ての子どもたちが安全・安心に過ごせる放課後の子どもの居場所の確保を総合的に進める必要があることから、受入年齢を6年生まで段階的に拡大するとともに、出欠連絡システムの導入により利用者の利便性の向上や職員の負担軽減を図るため、育成料の改定を行う。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	児童クラブの安定的運営、放課後に子どもたちが安全・安心に過ごせる場所の確保できる。				
	効果測定指標	市立児童クラブでの4年生までの受入れクラブ数			施策番号	2
		R6	R7	R8		
	事業効果 年度目標	11	11	46		

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

## ○事業スケジュール



## 庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (R6.3/22)	<p><b>【育成料等の改定について】</b></p> <p>○(経営監理課長)育成料の改定については、利用者負担の適正化を図るために実施するものであり、新たな事業を始めるための財源確保策として料金を改定するものではないため、表現を工夫してもらいたい。 →(こども・若者支援課長)承知した。</p> <p>○(総務法制課長)口頭での説明はあったが、民間の児童クラブの育成料が資料内に入っている方が審議しやすいのではないか。 →(こども・若者支援課長)資料に追加する。</p> <p>○(人事・給与課長)待機児童対策として会計年度任用職員の増加も想定されるが、そうした経費の増加分も育成料の改定による収入増加分で対応できるのか。 →(こども・若者支援課長)すべてを対応することは難しい。現行の体制に捉われず、放課後児童クラブの民間委託なども含めて、その財源を活用した検討を進めていきたい。</p> <p><b>【条例改正について】</b></p> <p>○(総務法制課長)条例に関して、受入れ年齢を小学6年生まで引き上げる改正をすることが望ましいと考えている。詳細は今後、調整させていただきたい。また、新しい事業に対応しやすいように規則、要綱等での規定を検討するとしているが、どのようなものをイメージしているか。 →(こども・若者支援課長)現在、複数校で実施している放課後子ども教室と放課後児童クラブとの統合などを想定しており、統合した場合、利用形態によって料金が異なることが想定されるため、こうした新たな制度設計を柔軟に行えるようにすることなどを想定している。 →(総務法制課長)あくまで料金は条例で定め、見直しを3年に一度行うことが望ましいと考えている。規則や要綱等での規定も検討の余地はあるが、現時点では表現を工夫していただきたい。</p> <p><b>【事業経費について】</b></p> <p>○(財政課長)総合計画推進プログラムに予算計上している経費の使途は何か。 →(こども・若者支援課長)放課後児童クラブの待機児童対策のため、学校に余裕教室が生じた場合の改修費用などを予算計上しており、今回の提案内容が含まれているものではない。</p> <p>«原案のとおり上部会議に付議する。 ただし、庁議の意見を踏まえ資料を一部修正すること。»</p>
決定会議の 主な議論 (R6.4.11)	<p><b>【市立児童クラブ育成料等の改定について】</b></p> <p>○(財政課長)育成料を1,200円ずつ2年間かけて引き上げることは、市民にとってインパクトがあると考える。3年間であれば、毎年800円ずつになるが、2年間とした理由について伺う。 →(こども・若者支援課長)行財政構造改革プランにおける利用と負担の適正化では、差額が生じた場合、その差を1.3倍以内としており、その範囲内に収まる金額として、今回の内容を提案させていただいた。質問のとおり、3年間かけて引き上げるということもできるが、次の改定時にも、物価高騰・賃金上昇等の影響により引き上げる可能性が高く、4年・5年と続けての引き上げを避けるため、2年間とした。</p> <p>○(総合政策・地方創生担当部長)延長育成料の改定は、1回で400円引き上げるということでよいか。 →(こども・若者政策課長)そのとおりである。実績値を根拠としており、月1~3回の利用が50%以上で、利用実態が少ないことから1回での引き上げをしている。 →(総合政策・地方創生担当部長)育成料の国・県・市の負担割合は1/3ずつということですか。50%に満たない部分も3者で負担するということか。 →(こども・若者支援課長)そのとおりである。 →(総合政策・地方創生担当部長)今回の育成料の改定により、利用者と国・県・市の負担割合は1/2になると考えるが、資料2ページでは、利用者の割合が49.7%となっている理由は。 →(こども・若者支援課長)100円未満を切り捨てたことによるものである。</p> <p><b>【条例改正について】</b></p> <p>○(総合政策・地方創生担当部長)条例改正の考え方について、改めて伺う。 →(こども・若者政策課長)今回の条例改正において、受入年齢を6年生まで拡大する内容とするが、実際は段階的な拡大となるため、附則等にその内容を謳うことを考えている。 ○(総務局長)平成30年度から一部の児童クラブにおいて、モデル事業として4年生までの受入を実施しているが、利用実態と条例改正の考え方については、整合を図った上で取り組んでいただきたい。</p>

つづき  
決定会議の  
主な議論  
(R6.4.11)

<p>【受入年齢拡大に向けた考え方について】 ○(総務局長)本市は公設公営で児童クラブを運営しているが、対象年齢を拡大した場合、待機児童が増加することが見込まれ、場所や人員も限られている中では、民間活力を積極的に活用した検討が必要ではないか。また、受入年齢を拡大したが、実態として利用することができないといったことが生じるのではないか。今後、どのような取組を考えているのか伺う。 →(こども・若者支援課長)場所の確保については、小学校との連携が不可欠である。しかし、少人数学級や特別支援級が増加傾向にある中で、学校からは教室を戻してほしいとの声が上がっている。他市ではあるが、下校時間が早い低学年の教室を下校後に切り替え、教室確保に努めている例がある。また、人員の確保については、民間の派遣会社を一部利用したり、昨年度からはシルバーハンセンターに依頼し支援員の確保に努めているが、厳しい状況下に置かれている。政令指定都市の中で児童クラブの公設公営は、本市、熊本市、広島市の3市ののみとなっており、今後、効率的な運営をしていくためには、民間活力を導入した運営が必要であると考える。 →(総務局長)受入年齢の拡大については、受け皿があつて初めて実施できる施策だと考えるため、スピード感を持って取り組んでいただきたい。</p> <p>【他市の児童クラブ育成料と延長育成料について】 ○(財政担当部長)説明資料11・12ページについて、公設公営と公設民営ではサービス内容等が異なり、金額での単純比較ができないため、見せ方の工夫が必要ではないかと考える。</p> <p>【その他】 ○(市長公室長)現在、こども・若者未来局において、「(仮称)子育て世代応援条例」の検討を進めているが、どのようなスケジュールとなっているか。 →(こども・若者政策課長)令和7年1月1日の施行を目指し取り組んでいる。 →(市長公室長)議会への情報提供等について、今回の事案と重なる部分があるが、そのことについて意見を伺いたい。 →(総務局長)条例を制定した上で、サービスが充実するということを打ち出せればよいが、育成料等を引き上げ、待機児童が増加する可能性があるということをどのように説明していくのか懸念がある。 →(政策課長)条例を制定し新たな施策を展開する際に、育成料等を改定しないという議論が生じる可能性があると考える。本来収入として入ってくる育成料に注力すべきか、こども施策に対して注力すべきか。また、改定しなかった場合は現行と何も変わらないため、インパクトとしてあるのかないのかなど、様々な検討が必要となるため、ここで育成料等を改定することも選択肢の一つであると考える。 →(市長公室長)「(仮称)子育て世代応援条例」は、いつ頃府議に諮るのか。 →(こども・若者政策課)現在、審議会に諮問しており、6月に答申をいただく予定となっているため、7月の府議を考えている。 →(総務局長)「(仮称)子育て世代応援条例」の制定と合わせて実施できる施策はあるのか。 →(こども・若者支援課長)改定による財源を活用して、職場環境のDX化や民間児童クラブへの補助金見直しなど、子育て施策のパッケージを検討している。しかし、資料において、育成料等を改定することと、今後の事業展開に結びつきがなかったと考える。 →(総務局長)パッケージとして今後の事業展開を検討しているのであれば、利用者の負担と負担することによる効果を合わせて示した方が、理解を得やすいのではないかと考える。 →(市長公室長)この事案については、引き続き、決定会議で審議させていただきたい。パッケージが整った段階で改めて調整させていただきたい。</p>
--

<<継続審議とする。>>

調整会議の  
主な議論  
(R7.2.13)

【受入れ年齢拡大について】  
○(経営監理課長)受入れ年齢の拡大について、拡大の方針は前回の決定会議で承認されているのか。  
→(こども・若者支援課長)継続案件となっており、まだ何も決まってはいない。今回の庁議で承認されれば、6年生までの受入れを条例に規定する考えである。  
→(経営監理課長)現行のモデル事業は、4年生までの受入れか。  
→(こども・若者支援課長)相模湖地域の児童クラブのみ、6年生まで受入れている。  
→(経営監理課長)利用者の長期推計が示されておらず、課題が見え隠れする中で、条例に6年生まで規定することを決めてよいのか。これから4年生の受入れを判断する中で、懸念点として挙げさせていただく。  
○(人事・給与課長)受入れ年齢の拡大について、モデル事業として6年生までの受入れを実施しているのであれば、ここで受入れ年齢を拡大することは賛成であるが、実際に拡大した場合、待機児童は発生しないのか。また、総合教育会議において「普通教室のタイムシェアも含めた活用により施設確保を進める」としているが、教室が足りているとは捉えられない。今後、どのように対応していくのか伺う。  
→(こども・若者支援課長)市域全体ではなく学校ごとに状況が異なっており、待機児童が発生している学校もあれば、定員に達していない学校もある。3年生までの受入れを必須とし、余裕があるところは4年生以上を受入れていきたい。場所の課題を解決し運営の効率化が図れれば、6年生までの受入れが可能となる児童クラブが増えしていくと考える。  
→(人事・給与課長)この学校は普通教室を活用、この学校は特別教室を活用と、学校ごとに個別の調整となるのか。  
→(こども・若者支援課長)そのとおりである。  
→(人事・給与課長)普通教室については、机や椅子がある中で、下校後にどのように活用するのか。  
→(こども・若者支援課長)三鷹市では、民間事業者が普通教室を活用した児童クラブを運営していることから視察に行ってきました。確かに、学校現場からは、私物の管理や掲示物の心配、授業の準備ができない等の意見はあるが、学校は地域のものであり、子ども達のものもあるという考えの中で、下校時刻が一番早い1年生の教室を終礼とともに、児童クラブの指導者に引き継ぎ、ワゴンで道具を運び、そのまま児童クラブとして使用していた。総合教育会議で事例として取り上げ、今後、学校との交渉を重ねていきたい。  
→(人事・給与課長)三鷹市は民間事業者であるが、本市は会計年度任用職員が指導者の役割を担うこととなる。本当に実施できるものなのかどうか、イメージがわからなかった。  
→(こども・若者支援課長)まずは、余裕教室、次に特別教室、最後に普通教室という順番で、学校との交渉を重ねていきたいと考える。校長次第というところもあるが、教育委員会の理解は得たと捉えている。今後、好事例を増やしていき、学校へ浸透させていきたい。  
○(総務法制課長)条例改正について、事案調書の審議事項には「受入れ年齢を6年生まで拡大」としているが、説明資料5ページでは、令和8年度から令和10年度までは4年生、令和11年度から5・6年生までとなっている。児童福祉法では「対象者は小学生。ただし、地域の実情に応じて」と規定されているが、条例で6年生までと規定した場合、待機児童数が大幅に増加するのではないか。今回の審議事項は「令和10年度までは4年生及び令和11年度から6年生まで」という提案なのか。それとも「まずは4年生まで拡大し、その後、6年生まで拡大していく」という提案なのか。  
→(こども・若者支援課長)現に6年生まで受入れている相模湖を踏まえると、条例は6年生までの規定になるのではないかと考える。  
→(総務法制課長)条例では6年生まで規定するが、まずは4年生まで受入れを拡大するという提案でよいのか。  
→(こども・若者支援課長)そのとおりである。  
→(経営監理課長)現行のモデル事業は、条例の枠外での取扱いとなるのか。  
→(総務法制課長)「ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りではない」という規定での取組となる。  
→(政策課課長)条文については、総務法制課と調整していただきたい。

【ICT化による利便性の向上について】

○(財政課長)ICT化による利便性の向上について、説明資料24ページのスケジュールでは、令和7年度9月補正要求となっているが、説明資料23ページの予算では、令和7年度の金額は空欄となっている。令和8年度当初から運用を開始するのであれば、令和7年度中に費用が発生するのではないか。  
→(こども・若者支援課長)令和7年度から費用が発生するため、説明資料を修正する。  
○(政策課課長)ICT化による利便性の向上について、保護者側の効果をもう少し前面に出した内容としていただきたい。

つづき  
調整会議の  
主な議論  
(R7.2.13)

【民間事業者への補助金の見直しについて】

- (人事・給与課長)民間児童クラブへの補助金の見直しについて、今まで市の独自基準であったものを国の基準に合わせるということだが、民間児童クラブから補助金の見直しを求める声はあがっていたのか。  
→(こども・若者支援課長)毎年、声はあがっている。見直しにより単価を上げることで、民間児童クラブの育成料の上昇を抑えて、保護者もメリットが受けられると考える。  
→(人事・給与課長)補助金を見直すことで、民間児童クラブの育成料は下がるのか。  
→(こども・若者支援課長)下がることが期待される。

【育成料の改定について】

- (財政課長)説明資料20ページの育成料の改定について、「まずは、40.3%で積算する」としているが、国の基準に示されている利用者の負担割合(2分の1)は、いつ頃になるのか。  
→(こども・若者支援課長)他市では、子育て施策として育成料を軽減しているところもあり、負担割合(2分の1)を目指していきたいとは考えている。  
→(財政課長)目指すのか、目指さないのか、どちらなのか。  
→(こども・若者支援課長)将来的に民営化も進めていくため、そこで育成料の見直しも含め議論したいと考える。  
→(財政課長)条例に育成料を規定しているのか。  
→(こども・若者支援課長)金額のみを規定している。  
→(財政課長)民営化を進めていく部分がありつつも、目指すのであれば「何年後に」といった目標設定が必要になるのではないか。また、負担割合(2分の1)とされている中で、その差分を市が負担していることを示さなければ利用者に伝わらない。  
○(財政課長)歳入の育成料改定による増額については、令和8年度と令和9年度を同額としているが、経過措置を設けるのであれば、令和8年度の一般財源は増えるのではないか。  
→(こども・若者支援課長)経過措置を設けるのは、民間児童クラブへの補助金の見直しであり、育成料改定については、経過措置を設けない。  
→(政策課長)前回の府議では、段階的に育成料を上げていくとしていたが、今回は一律の料金にするということ。  
→(こども・若者支援課長)そのとおりである。前回の府議で示した7,700円は、激変緩和の対応があつたため段階的としていたが、今回の6,100円は130%以内であることから一律とし、令和8年4月から徴収する考えである。  
○(人事・給与課長)説明資料21ページの夏季期間料金について、利用者が0.4倍となっているが、夏休みとそれ以外で利用率が異なるのか。  
→(こども・若者支援課長)夏休み中は、利用者が減るためである。  
→(人事・給与課長)利用時間やコスト等を踏まえ、8,000円に設定したということか。また、他の指定都市においても夏季期間料金を設けているのか。  
→(こども・若者支援課長)京都市、静岡市、千葉市、岡山市などで設けている。預かる時間も通常時と比較し倍近くなるため、夏季期間料金を設定している。  
→(人事・給与課長)改定後の育成料を他の指定都市と比較すると、もう少し徴収してもよいのではないかと考える。  
○(政策課長)夏季期間料金について、8月の1か月間としているが、本市は8月下旬から学校が始まる中で、1か月分の育成料を徴収するのか。  
→(こども・若者支援課長)7月下旬も含めた期間としている。  
→(政策課長)8月として徴収しているが、実際は、夏休み期間中の育成料として、適正に設定しているということでよいか。  
→(こども・若者支援課長)そのとおりである。  
○(経営監理課長)育成料の改定について、改定後の負担割合を40.3%としているが、このまでは、令和11年度の見直し時に影響するのではないか。  
→(財政課長)40%を目指しているのか、それとも50%を目指すのか。  
→(こども・若者支援課長)3年後に民営化の姿が見えてくるので、そこで民営化の料金ベースに合わせ検討していく。  
→(財政課長)そこまで40%で進めるであれば、40%とする理由を整理すべきだと考える。  
→(政策課長)学校給食費の改定のように、本来の負担額と実際の支払い額の差について、子育て施策として一般財源を投じているとの説明もあると考える。令和11年度の育成料の見直し及び民営化について、この案件が整理できた段階で検討を開始していただきたい。

つづき  
調整会議の  
主な議論  
(R7.2.13)

【予算について】

- (人事・給与課長)説明資料23ページの予算について、歳入額を「68,780千円」としているが、説明資料21ページの(参考)育成料積算では、減免額を差し引いた金額となっているため、平仄を取っていただきたい。  
→(財政課長)ICT化による利便性の向上について、国・県からの特財があるということか。  
→(こども・若者支援課長)そのとおりである。  
→(財政課長)DX債も充当できる可能性があるため、検討していただきたい。  
→(経営監理課長)参考として記載している民間補助金見直しについては、前回の会議でも意見を述べたが、育成料を原資に民間補助金を見直しているように見受けられてしまうため、記載方法を検討していただきたい。

【公設民営化について】

- (総務法制課長)将来的な課題について、今回の審議事項ではないが、今後、民営化を進めていく中で、今の人的資源だけでは対応が難しくなると考えるため、積極的な検討をお願いしたい。また、説明資料の最終ページに公設民営化(委託)した場合の積算資料が参考としてあるが、この経費の中に、こども・若者支援課の常勤職員や会計年度任用職員の費用も含まれているのか。  
→(こども・若者支援課長)そのとおりである。  
→(総務法制課長)民営化し人工が生み出せれば、経費を削減できるということか。  
→(こども・若者支援課長)人件費分を削減することができる。  
→(総務法制課長)今後、民営化による効果を見せられるようにしていただきたい。  
○(経営監理課長)(参考)公設民営化(委託)した場合の参考積算について、審議事項とは別の内容となるため、資料の一連に組み込むのではなく、別で添付する形でも構わないと考える。

<< 原案を一部修正し、上部会議に付議する。>>

放課後の子どもの居場所の確保に向けた  
今後の取組について  
(令和7年2月28日 決定会議)

こども・若者未来局 こども・若者支援課

# 1 現状

近年の共働き家庭の増加等、子どもたちを取り巻く社会環境が変化するなかで、子どもたちが安全・安心に過ごせる放課後の居場所の確保が求められている。

## 課題

「市立児童クラブの受け入れ年齢の拡大」「待機児童の解消」  
「民間児童クラブとの更なる連携」「職員の確保と質の向上」など

将来的な部分も含め、地域特性を考慮した放課後の子どもの居場所を確保するため、事業を総合的に進める必要がある。

### ○こども基本法(令和5年4月1日 施行)

こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするなど、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

### ○こども大綱 「こどもまんな社会」を目指す (令和5年12月22日閣議決定)

少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を1つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

### ○子どもの居場所づくりに関する指針の作成(令和5年12月22日付け)

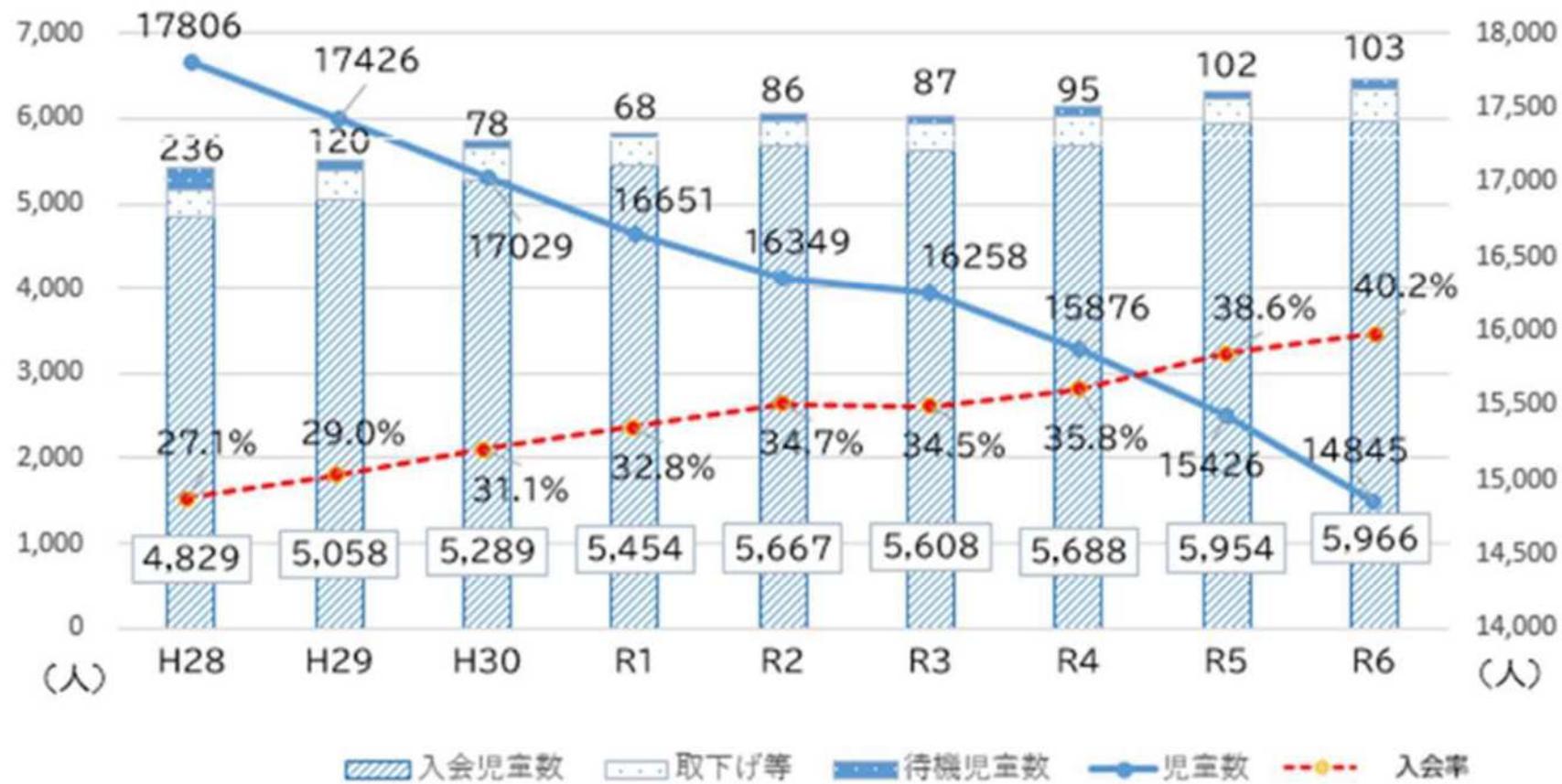
### ○「放課後児童対策パッケージ」(令和5年12月25日付け)

⇒放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和5~6年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策

## 市立児童クラブの定員・入会児童数、待機児童数等の推移

2

児童数は年々減少しているが、入会児童数は増加(H28⇒R6 1.2倍)している。



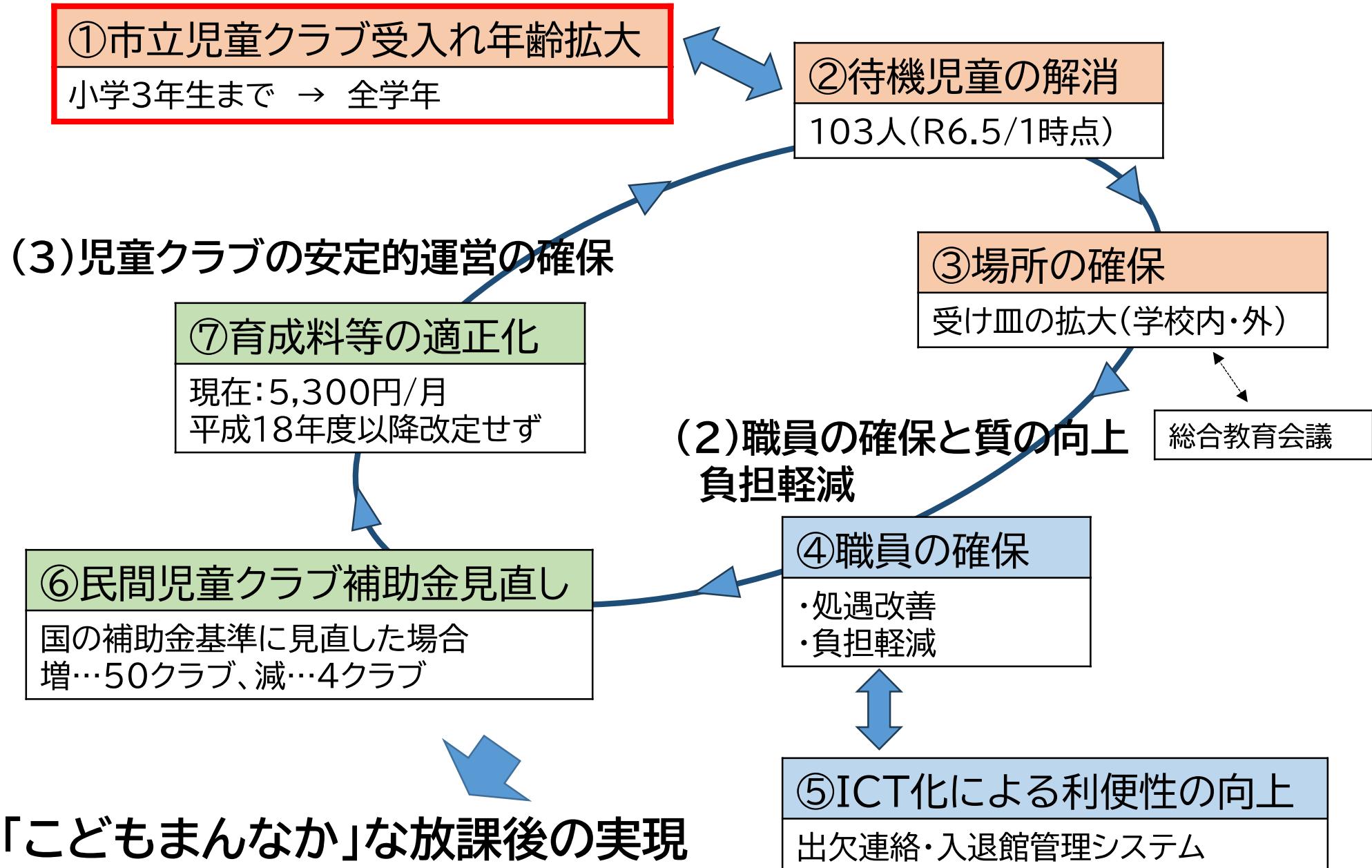
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	対H28
児童数	17,806	17,426	17,029	16,651	16,349	16,258	15,876	15,426	14,845	83%
入会児童数	4,829	5,058	5,289	5,454	5,667	5,608	5,688	5,954	5,966	123%
取下げ等	345	320	366	305	289	329	350	271	383	111%
待機児童数	236	120	78	68	86	87	95	102	103	43%
申請者数	5,410	5,498	5,733	5,827	6,042	6,024	6,133	6,327	6,452	119%
定員	4,602	5,114	5,461	5,664	5,761	5,811	5,917	6,052	6,099	132%



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	対H28
児童数	17,806	17,426	17,029	16,651	16,349	16,258	15,876	15,426	14,845	83%
入会児童数	4,829	5,058	5,289	5,454	5,667	5,608	5,688	5,954	5,966	123%
取下げ等	345	320	366	305	289	329	350	271	383	111%
待機児童数	236	120	78	68	86	87	95	102	103	43%
申請者数	5,410	5,498	5,733	5,827	6,042	6,024	6,133	6,327	6,452	119%
定員	4,602	5,114	5,461	5,664	5,761	5,811	5,917	6,052	6,099	132%

## 2 方向性

### (1)子どもたちが安全・安心に過ごせる場所の確保



# (1)子どもたちが安全・安心に過ごせる場所の確保

4

## ①市立児童クラブ受入れ年齢拡大

- ・児童福祉法は平成24年8月に改正され、平成27年4月から、それまでの「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している子ども」となった。

### 【現状】

- 現在本市では、小学校1年生から3年生(障害児童は6年生)までの児童を対象としているが、政令市の中で、小学校3年生までの受入れとなっているのは、本市と熊本市のみ。
- 平成30年度から一部児童クラブ(桂北・光が丘・もえぎ台)において、モデル事業として、小学校4年生の受入れを実施し、対象年齢拡大に向けた検討を行っている。
- 令和6年度からは、5・6年生の受入れに伴う課題抽出等の検証を行うため、既にモデル実施中の相模湖地域(千木良、桂北、内郷児童クラブ)において、他の地域に先行して6年生までの受入れを実施している。【4年生以上…11クラブ】

※4年生までモデル…8クラブ(光が丘、もえぎ台、藤野、藤野南、中野、串川、根小屋、津久井中央児童クラブ)

### 【取組】

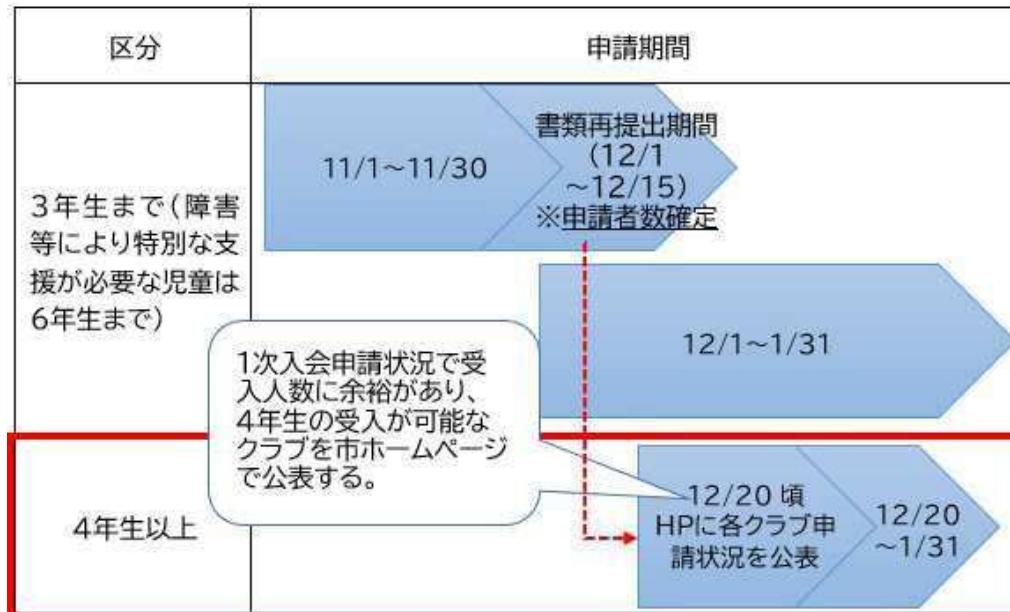
- 令和8年度より全市で小学校4年生の受入れを実施する。
- 既に4年生以上の受入れをモデル実施中の11クラブにおいては、他の児童クラブに先行して、6年生までの受入れを実施する。  
⇒今後の更なる受入れ年齢の拡大に向けて、5、6年生までの受入れに伴う課題抽出等の検証を行い、3年後の育成料見直しのタイミング(令和11年度)と合わせて、全ての児童クラブで6年生までの受入れ実施を目指す。
- 入会申請方法:3年生までで待機が発生するクラブは、4年生以上を募集しない。※1

## 【受入れ年齢拡大スケジュールイメージ】



※1 児童クラブ入会申請方法(令和8年度分の入会者受付から)

3年生までの入会を優先し、受入れ可能なクラブから順次4年生の受入れを行っていくため、4年生以上の申請開始期間を1次受付期間終了以降に開始する。



【令和7年度 隨時入会者】★  
9月議会:条例改正後

↓  
入会者数、場所・職員体制等を考慮し、4年生の受入れ可能な児童クラブについては、モデル事業(要綱)として、令和7年の夏休み期間から受入れを開始する。

## (市立児童クラブ条例の改定例イメージ)

(対象児童)

第3条 児童クラブに入会できる者は、本市に住所を有する小学校又は義務教育学校の  
第1学年から第3学年までに在学している児童で次の各号のいずれかに該当するものとする。

↓

第1学年から第6学年まで

※ただし各児童クラブの募集する対象児童は、待機状況やそれぞれの申込み状況を踏まえて、児童クラブごとに決定する。

(参考)

○八王子市学童保育所条例

(目的及び設置)第1条:市内の小学校に就学している児童で、放課後家庭において保護者の適切な監護を受けられないものを一定時間、組織的に指導することにより、学童の健全な育成と福祉の増進に寄与するため…

○さいたま市放課後児童クラブ条例

(設置)第1条:児童福祉法に基づき、適切な遊び及び生活の場を提供することにより、小学校放課後の児童健全育成に資するため…

## 【受け入れ年齢拡大に向けた取組】

7

### ②待機児童の解消

【待機児童数の想定】令和6年5月1日児童クラブ児童数に基づく(単位:人)

	令和8年度			令和9年度		
	3年生	4年生	合計	3年生	4年生	合計
一次申請から4年生まで	65	263	328	140	283	423
25/67クラブ			23/67クラブ			
一次申請は3年生まで 空きがあるクラブのみ 2次申請から4年生まで	65	124	189	140	224	364
21/67クラブ			19/67クラブ			

【待機解消のための事業費見込(1支援単位40人)】※特財あり。一財負担1/3

○余裕教室等を改修する整備費(空調、水回り、ロッカーなどの備品) ⇒約3,000千円

○シフトを組むのに必要な職員(6名程度)の人事費 ※支援員2、補助員4 ⇒約15,000千円/年

## 【待機児童解消に向けた取組】

### ③場所の確保

○4年生以上の受け入れが可能となるよう、学校内の余裕教室や特別教室だけでなく、普通教室のタイムシェアも含めた活用により施設確保を進める。

⇒R7.1総合教育会議

※学校の特別教室等を児童クラブ室として活用した取組

図書室(千木良小、清新小)、音楽室(相原小)、活動室(当麻田小、相武台小、中野小)、  
ランチルーム(淵野辺小、横山小、夢の丘小)など

## (2)職員の確保と質の向上、負担軽減

8

### ④職員の確保

#### 【状況】

各5月1日現在

区分	年度	R2	R3	R4	R5	R6
市立クラブ数(直営)		68	68	68	68	68
入会児童数		5,667	5,608	5,688	5,954	5,966
待機児童数		86	87	95	102	103
児童育成支援員数		450	441	434	429	437
児童育成支援補助員数		757	762	749	765	768
合計		1,207	1,203	1,183	1,194	1,205

#### \*職員の年間増減

(3月31日現在、  
R6は5月1日現在)

採用者数	165	202	294	293	20
退職者数	136	132	138	119	10
差引	29	70	156	174	10

#### 退職の主な理由

- ・勤務年数の長い(高齢)方⇒体力面の不安、家族の介護、自分時間の確保
- ・勤務年数の短い(若い)方⇒より資格を生かせる職へのステップアップ

市町村	職員賃金	最低賃金
相模原市	支援員:1,291円 (対最低賃金 116%) 補助員:1,168円 (対最低賃金 105%)	1,112円
広島市	支援員:1,437(月額者を時給換算した額) (対最低賃金 148%) 補助員:1,093 (対最低賃金 112%)	970円
熊本市	<p>補助金次第</p> <p>1 特別加配専門支援員            •給与:月額 126,244円 ~ 138,166円            •勤務時間:週28.75時間            (長期休業期間中は週35時間程度)</p> <p>2 月給支援員            •給与:月額 104,329円 ~ 129,989円            •勤務時間 週28.75時間            (長期休業期間中は週35時間程度)            または、週25時間(長期休業期間中は週35時間程度)</p> <p>3 時給支援員            •給与:時給 993円~1,076円 (対最低賃金 110~119%)            •勤務時間 週16~19時間程度            (長期休業期間中は週35時間程度)            または、週12時間以下            (長期休業期間中は週32時間以下)</p>	898円

(参考) 【近隣市】 児童クラブ育成料と延長育成料、職員賃金

10

※最低賃金(R5):東京都1,113円 神奈川県1,112円

市町村	運営形態、対象学年	育成料(月額)	延長育成料	職員賃金
相模原市	公設 <b>公営</b> (直営) 1~3年生	5,300円	200円/回	支援員:1,291円 補助員:1,168円
町田市	公設 <b>公営</b> (直営1か所)、 公設民営 全学年	9,000円	500円/回	<b>支援員:1,330円</b> (対最低賃金119%) 補助員:1,120円 (対最低賃金100%)
八王子市	公設民営 1~3年生(一部6年生まで)	7,000円	3,000円/月	—
厚木市	公設公営(直営) 全学年	4,000円	800円/月	<b>支援員:1,211円</b> (対最低賃金108%) 補助員:1,158円 (対最低賃金104%)
海老名市	民設民営 対象学年はクラブによる	平均 16,000円程度	—	—

## 【職員確保の取組】

- シルバー人材センターや民間派遣職員の活用施設を拡大するなどにより、職員確保を進める。  
※民間2社、シルバー人材センター派遣職員の配置状況(令和6年3月31日現在)

緑区	3	箇所
中央区	9	箇所
南区	10	箇所
計	22	箇所

### ・待遇改善

- 会計年度任用職員(支援員)の待遇改善

→賃金の上乗せ、見直しの検討

保育士職としての算定だけでなく、職務内容での評価、管理業務の上乗せができないかなど、別途調整する。

### ・負担軽減

- 手書き業務、電話対応業務の削減

→削減時間を活用した見守りの質、職員研修による質の向上を図る。



## 【取組】

### ⑤ICT化による利便性の向上

#### 【導入効果】

##### ○保護者の負担軽減

- 児童クラブとの出欠連絡・確認  
(電話のみ→アプリでいつでも可能)
- 児童の入退室の確認  
(アプリによる通知の受け取りで確認が可能)

##### ○児童クラブ職員の負担軽減

- 現場職員の業務負担やストレス軽減、子どもたちとの関わり時間の増加
- 離職率の低下

##### ○学校側の負担軽減

- 学校内で実施している児童クラブの場合、児童の居場所確認など、学校への問い合わせ対応による教員の負担軽減

##### ○児童の利用情報等の一元化・共有の迅速化

- 職員同士、職員と保護者のコミュニケーション改善

##### ○保護者との確実な個別連絡方法の確立と迅速な周知

- 連携強化による安全性の向上、ヒューマンエラーの軽減

令和8年度から  
入退室、出欠管理をシステム化

#### システム化必須機能

- ・入退室管理
- ・欠席・遅刻連絡
- ・緊急連絡

#### (導入後、付加を検討したい機能)

- ・職員シフト管理
- ・勤怠管理
- ・延長育成料管理
- ・日誌作成

## 【システム導入効果】(1クラブあたりの1日平均)

※1日の利用人数＝入会者数6,000人の平均利用率60%

※支援員等1人＝1日の勤務基本枠4時間

	入退室管理	欠席・遅刻連絡
所要時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2.5分(昇降口等への迎え含む)× 利用者3,600人÷全68クラブ =132分(2時間12分)</li> </ul> <p>※1か月で1クラブ＝52時間(13人分) を子ども以外の時間に充てている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5分(電話対応等)×1,200人(入会者の約2割)÷全68クラブ =88分(1時間28分)</li> </ul> <p>※1か月で1クラブ＝35時間(9人分) を子ども以外の時間に充てている。</p>
1日あたり 合計3時間40分(支援員等1人分)を事務的な業務に充てている。		
削減時間 (見込み)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1分程度 ×3,600人 1日あたり △52分</li> <li>●市全体では年間 △17,280時間 ※支援員等時給平均1,200円換算＝ 20,736千円の削減</li> </ul> <p>※1日4時間勤務で換算＝ 4,320人分÷68クラブ＝ 1クラブ63人分のシフト枠が埋まる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3分程度 ×1,200人 1日あたり △52分</li> <li>●市全体では年間 △17,280時間 ※支援員等時給平均1,200円換算＝ 20,736千円の削減</li> </ul> <p>※1日4時間勤務で換算＝ 4,320人分÷68クラブ＝ 1クラブ63人分のシフト枠が埋まる。</p>
削減時間＝不足人工の採用とすると、41,472千円/年、126人分/年のシフト枠 業務の削減により捻出した時間は、児童クラブの質の向上を図る時間に充てる。		

【費用 DX精査額 導入前年度(イニシャルコスト)】 ※12月からの4か月を想定

内訳名称	単価(税抜)	数量(単位)	見積額(税込)	内訳・説明等
通信モジュール通信費	335,000	4月	1,474,000	オンライン保守付き回線・3Gプラン 134台分
ハードウェア保守費	268,000	4月	1,179,200	リーダー+通信モジュール+タブレット 2000円×134台分
システム使用料	350,350	4月	1,541,540	最大受入人数6,727人分
ICカードリーダー	48,000	133台	7,022,400	
ICカード	300	7,000枚	2,310,000	
管理用端末	85,000	134台	12,529,000	
通信モジュール	65,000	134台	9,581,000	
		合計金額	35,637,140円	

ICT特財あり。  
うち一財増額分(1/3)約11,880千円

(ランニングコスト)

内訳名称	単価(税抜)	数量(単位)	見積額(税込)	内訳・説明等
通信モジュール通信費	335,000	12月	4,422,000	
ハードウェア保守費	268,000	12月	3,537,600	
システム使用料	350,350	12月	4,624,620	
			合計金額	12,584,220円

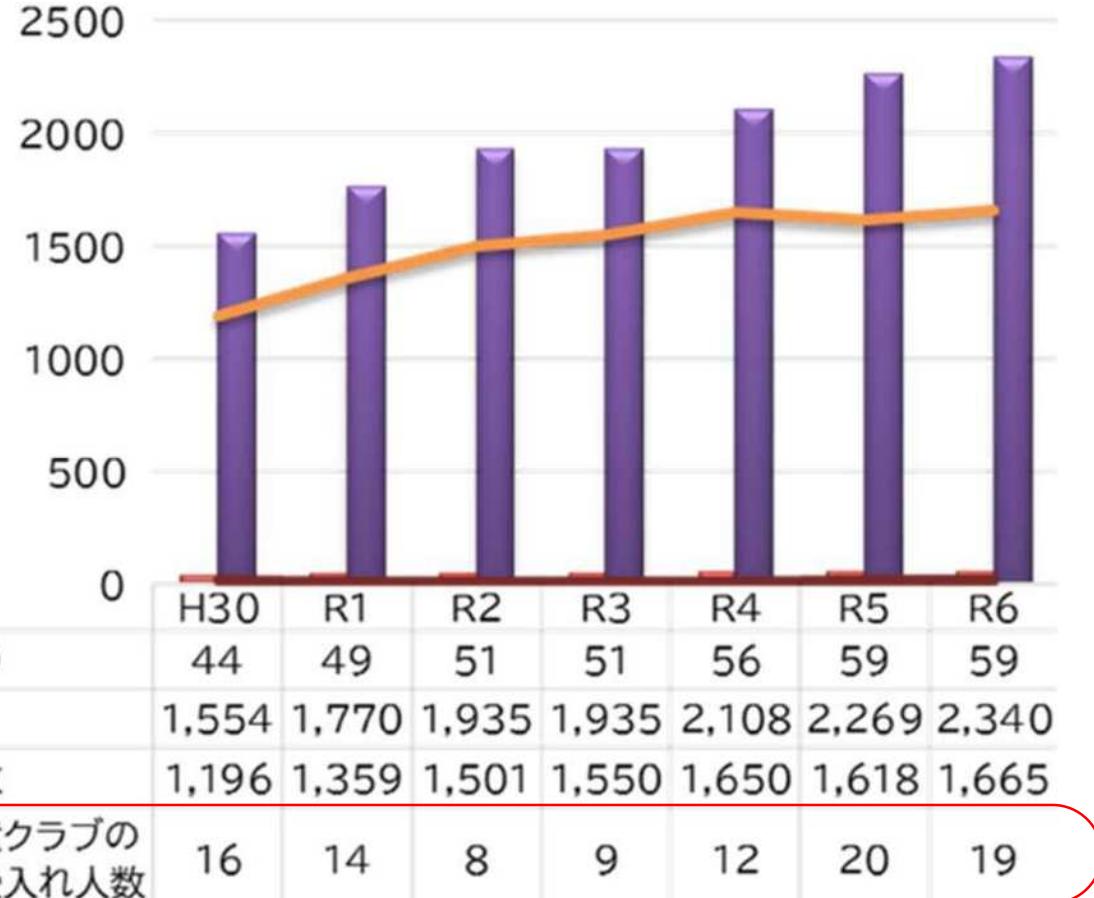
ランニング分は運営費として特財あり。  
うち一財増額分(1/3)約4,200千円

### (3)児童クラブの安定的運営の確保

15

#### 【民間児童クラブの施設数等の推移】(放課後児童健全育成事業の届出あり)

- ※公立児童クラブの待機児童のうち、例年15%程度が利用
- ※民間児童クラブへの運営補助金は、内容や交付の基準が国と異なっており、市独自加算している内容もあるが、国の補助メニューの一部のみの活用となっている。



【市内民間児童クラブ】 育成料とおやつ代の平均は17,000円程度

※基本的な育成のみのクラブや、習い事などのオプションが付帯しているクラブもあり、7,000円から45,000円までと、各児童クラブによって金額は異なる。

## ⑥民間事業者への補助金の見直し

### 【現状】

- 民間児童クラブについては、放課後の子どもの居場所の確保や、待機児童対策の一環を担っており、連携強化、補助・支援の拡充が求められている。
- 民間児童クラブへの運営補助金については、内容や交付の基準が国と異なっているため、国の補助メニューの一部のみの活用となっている。
- 階層区分の見直しや補助対象事業者の追加は行ってきたが、国の基準額が上がっても、財源の確保ができず、市の基準額の底上げができない。

### 【取組】

現在、市では補助対象としていない国の補助金メニューも含め、1つの補助金にまとめ、**国の基準に見直す。**

民間児童クラブ59クラブ中

◎増加予定…50クラブ

増額合計…約151,000千円/年

平均… 約3,000千円/年

最大額… 約9,000千円/年

◎減額予定…4クラブ

減額合計… △約6,400千円/年

平均… △約1,200千円/年

最大額… △約1,900千円/年

◎市補助金未申請…5クラブ

一般財源(1/3) 約50,000千円の増

市独自の基準が国基準より高い場合(平成27年度以前の開所施設への補助や開設日250日未満等)など、見直し後、交付総額が減ってしまう民間児童クラブもある。

- ・開設日数が250日、児童数が35名、開所時間8:00～19:00の場合 賃料15万円

現状	開所年関係なし	4,500,000円
見直し後	平成27年以前 開所	5,412,000円
	平成27年以降 開所	7,212,000円

- ・開設日数が290日、児童数が35名、開所時間8:00～19:00の場合 賃料15万円

現状	開所年関係なし	4,500,000円
見直し後	平成27年以前 開所	6,212,000円
	平成27年以降 開所	8,012,000円

- ・開設日数が240日、児童数が19名、開所時間8:00～19:00の場合 賃料15万円

現状	開所年関係なし	4,500,000円
見直し後	平成27年以前 開所	2,409,000円
	平成27年以降 開所	4,209,000円

## ⑦児童クラブ育成料等(延長育成料)の適正化

18

### 【現状】

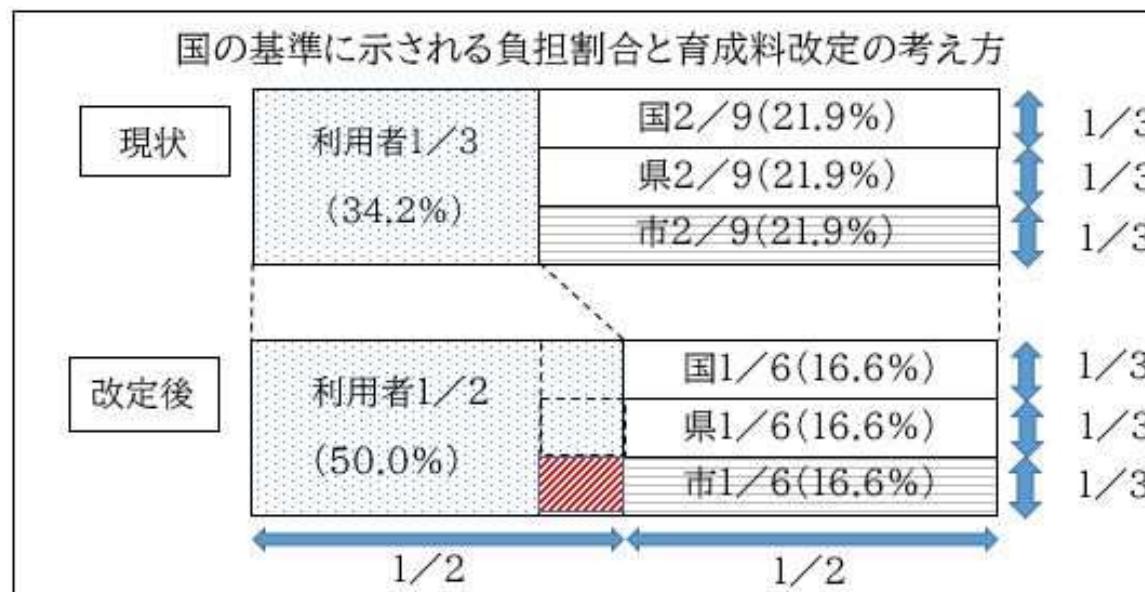
○児童クラブについては、放課後児童支援員(会計年度任用職員)等の人工費、施設の維持管理費、光熱水費などの経費を、国・県・市の負担金と保護者から育成料を徴収し、運営している。

児童クラブ育成料は、月額5,300円    延長育成料(18:00～19:00)は、1回200円

### 【参考:育成料の改定経過】

- ・育成料導入 平成12年度:3,000円
- ・育成料改定① 平成13年度:4,000円(経過措置)、平成14年度:4,700円
- ・育成料改定② 平成18年度:5,300円(現行料金)

○児童クラブの運営経費に対する育成料収入の割合は、国の基準に示される負担割合(2分の1)には届いておらず、34.2% (令和5年度実績)



## 【政令市】児童クラブ育成料と延長育成料

19

○公設公営(直営)は、本市、広島市、熊本市の3市のみ。

○3年生までの受入れは本市と熊本市の2市のみ。

	市町村	運営形態	育成料(月額)	延長育成料	夏季料金
1	京都市	公設民営	11,000円	0円	(8月)13,000円
2	静岡市	公設民営	9,500円	1,000円/月	(7/21~8/31)17,400円
3	千葉市	公設民営	8,500円	1,000円/月	7月:10,800円、8月:11,900円
4	新潟市	公設民営	8,400円	0円	なし
5	堺市	公設民営	8,000円	1,000円/月	－
6	さいたま市	公設民営	8,000円	0円	－
7	岡山市	公設民営	7,500円	2,500円/月	(夏休み限定利用)12,500円
8	相模原市	公設 <b>公営</b> (直営)	5,300円	200円/回	なし
9	熊本市	公設 <b>公営</b> (直営)	5,000円	1,200円/月	－
10	広島市	公設 <b>公営</b> (直営)	5,000円	0円/月	－
11	横浜市	公設民営	5,000円	400円/回	7・8月のみ+500円
12	神戸市	公設民営	4,500円	3,000円/月	－
13	福岡市	公設 <b>公営</b> (運営は委託)	4,000円	2,000円/月	なし
14	仙台市	公設民営	3,000円	1,000円/月	－
15	札幌市	公設民営	0円	2,000円/月	－
16	川崎市	公設民営	0円	2,500円/月	なし

札幌市:放課後～18時(児童クラブ)は0円。 有料時間帯(8時～8時45分または18時～19時)…2,000円/月

川崎市:放課後～18時(就労要件なし)は0円。 18時～19時(就労条件あり)…2,500円/月

※名古屋市、浜松市、北九州市はクラブごとに育成料が異なる。

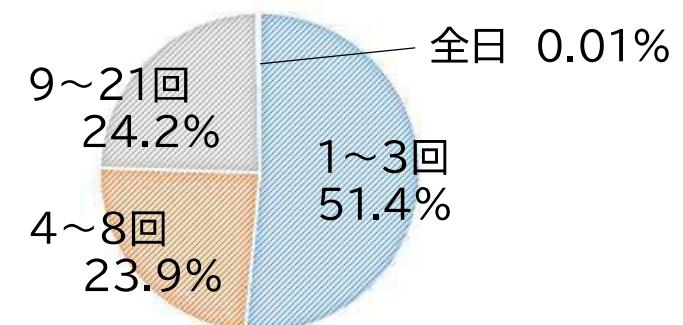
## 【育成料・延長育成料の改定素案】(令和6年4月 決定会議時点)

20

区分	現行	改定案(R5年度決算ベース)
育成料	5,300円/月	<p><b>7,700円／月</b></p> <p>554,646千円(運営経費1/2)÷  {5,954人(令和5年5月1日現在児童数)÷12ヶ月}  ÷7,763円</p> <p>※増額2,400円を激変緩和の130%以内の1,200円ずつ  2年かけて引き上げる。</p> <p><b>初年度は6,500円、次年度から7,700円</b></p>
延長育成料	200円/回	<p><b>400円／回</b></p> <p>29,158千円(延長利用部分にかかる経費の1/2)  ÷{66,914回(令和5年度の延長利用回数)}  ÷435円</p> <p>月額換算(経費の1/2÷12ヶ月÷月平均利用者数1,150人)  した場合÷2,112円/月</p>

※令和5年度延長利用の回数は、1世帯平均 約13回/年 月1～3回の利用が50%以上  
例:令和5年6月 5,912人中1,292人(21.8%)が延長利用 6回以上=468人36.2%

月間利用回数	人数	割合
1～3回	665	51.4%
4～8回	310	23.9%
9～21回	313	24.2%
全日(22回)	4	0.01%



(参考)6回以上=468人(36.2%)

## 【改定する背景とその理由】

21

本市においては、サービスの提供と負担の公平性等の観点から平成12年度より育成料を導入し、平成18年度に現行の月額5,300円に改定したが、それ以降、17年間育成料の改定を行っていない。

共働き家庭が増加するなかで、子どもたちが安全・安心に過ごせる放課後の居場所として、市立児童クラブの安定的な運営を図るとともに、ICT化等の利用者の利便性の向上や職員の資質向上にかかる費用を求める必要がある。



子育て世代の負担軽減、他政令市の状況なども考慮し、児童クラブの運営経費に対する育成料収入の割合を、国の基準に示されている利用者の負担割合(2分の1)ではなく、夏季料金(新設)と合わせて40%程度に留めることとした。

## 【取組】育成料改定

○国の基準割合(1/2)では、月額7,700円になるところだが、生活保護受給世帯、市民税が非課税世帯については、引き続き、全額減免とし、それ以外の世帯についても国・県・市費で1/3ずつ負担することとした上で、月額6,100円、その他に夏季期間料金を新設し、8月の1ヶ月分を8,000円の料金設定とする。(利用者の負担割合34.2%→40.3%)

こども家庭庁(令和5年) 全国  
放課後児童健全育成事業の実施状況より

利用料の月額	令和5年
2,000円未満	357 (1.4%)
2,000～4,000円未満	4,014 (16.1%)
4,000～6,000円未満	6,982 (27.9%)
6,000～8,000円未満	5,105 (20.4%)
8,000～10,000円未満	4,046 (16.2%)
10,000～12,000円未満	1,986 (7.9%)
12,000～14,000円未満	872 (3.5%)
14,000～16,000円未満	446 (1.8%)
16,000～18,000円未満	219 (0.9%)
18,000～20,000円未満	190 (0.8%)
20,000円以上	306 (1.2%)
おやつ代等のみ徴収	464 (1.9%)
計	24,987 (100.0%)

⇒育成料の収入 歳入増額 68,780千円  
(全額減免を除くと50,300千円)

○市立児童クラブの延長育成料については、児童クラブとさがみつ子クラブの一体的な事業展開時などと合わせて、見直しを検討する。

# 育成料積算

22

(単位:円)

○児童クラブ運営費はすべて令和5年度決算ベース

国の基準に合わせた積算(1/2負担)

区分	節	R1決算	R5決算	利用者人数 R5.5/1時点
歳 出	会計年度任用職員給与費	652,823,729	972,139,825	972,139,825
	児童クラブ運営費、 こどもセンター運営費、こどもセンター維持管理費	170,987,222	195,468,745	195,468,745
	児童クラブ運営経費合計(①)	823,810,951	1,167,608,570	1,167,608,570
	うち、延長育成料に反映させる経費(②)	40,764,754	58,315,835	58,315,835
	うち、育成料に反映させる経費(③)=(①)-(②)	783,046,197	1,109,292,735	1,109,292,735
	国の考え方に基づく利用者の負担額(④)=(③)×1/2	391,523,099	554,646,368	554,646,368
	入会児童数(⑤)	5,454人	5,954人	5,954人
	国の考え方に基づく利用者の負担月額(⑥) 育成料案1 =(④÷⑤)÷12ヶ月)	5,982 円	7,763 円	7,763 円
	今回の改定で目標とする利用者負担割合40%した場合 育成料案2	—	—	6,100 円
	利用者負担割合	44.3%	34.2 %	39.3%

育成料5,300円

夏季休暇期間中の事業費相当分のうち利用者の負担額 =育成料案2×係数1.32(時間2.2倍×職員数1.5倍×利用者0.4倍)	—	—	8,052 円
---	---	---	---------

夏季料金設定なし ③×40%÷⑤÷12ヶ月 = 6,200円/月 夏季料金を新設し、負担割合40%で積算 (100円未満切り捨て) →通常6,200円、夏季8,100円 40.9% →通常6,100円、夏季8,000円 40.3% 採用	利用者負担割合 (夏季料金8,000円+通常11ヶ月)	40.3%
	育成料収入増加額 (夏季料金8,000円+通常11ヶ月)	68,780,608 円
	全67,839件中の割合 1.16%	生活保護世帯件数(785件)全額減免
	全67,839件中の割合 3.98%	非課税世帯(2,703件)全額減免
		差し引き
		50,294,208 円

(1)子どもたちが安全・安心に過ごせる場所の確保  
⇒児童クラブの待機児童の解消と受入れ年齢の拡大  
・学校施設等を活用した市立児童クラブの整備  
・入会要件の拡大(育児休業中)、受入れ年齢の拡大

(2)職員の確保と質の向上、負担軽減  
⇒民間企業等を活用した質・量の向上  
・より柔軟な事業運営(ICT導入等)  
・より柔軟な人材確保(待遇面、人員配置等)

(3)児童クラブの安定的運営の確保  
⇒児童クラブの財政基盤の強化  
・市立児童クラブ育成料の利用者負担割合については、まずは、夏季期間(8月)料金を新設し、育成料の改定増額を抑えつつ、1/2を目指す。  
・育成料の増収により、利用者負担部分へ充てていた一財をICT化や場所確保の費用等へ充てる。  
・民間補助金の見直しによる民間児童クラブの人材確保と待遇改善

(4)将来的な課題  
⇒公設公営により行政コストが発生しているので、利用者負担の見直しを図った上で、順次、民営化も進めていく。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
①歳入 育成料改定による増額	増減なし	【R5.5.1時点の利用人数から積算】 50,300千円	50,300千円
歳出 ※国、県の特財あり 市1/3 (うち一財)			
・待機児童対策 ※場所改修、職員確保 2か所	増減なし	36,000千円 (12,000千円)	36,000千円 (12,000千円)
・ICT化 【入退室、出欠管理システム】	初期経費 35,700千円 (11,900千円)	運営費 12,600千円 (4,200千円)	12,600千円 (4,200千円)
②歳出増となる費用 合計 (うち一財)	35,700千円 (11,900千円)	48,600千円 (16,200千円)	48,600千円 (16,200千円)
差し引き(①歳入 - ②歳出) 一財	▲11,900千円	34,100千円	34,100千円
【参考】 民間補助金見直しによる増減 (うち一財)	—	151,000千円 (50,330千円)	144,600千円 (48,200千円)

## 5 主な取組のスケジュール(案)

25

パッケージ内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	R10	R11
育成料の改定 (=財源)	庁議等	6月部会 <b>9月議会</b> (条例改正R8.4.1)	▼11/1～R8年度入会一次募集開始	育成料改定		育成料見直し
受け入れ年齢拡大	庁議等	6月部会 <b>9月議会</b> (条例改正R8.4.1)	市域全体4年生、 一部6年生まで			全市内 6年生 まで
入会要件の拡充 (育児休業中を追加)	庁議等	6月部会議会 <b>9月議会</b> (条例改正)	※定員に余裕があり、場所、人が現状のままで4年生の 受け入れが可能なクラブは、 <b>モデル事業に追加して実施</b>			
入退室管理システム 導入(ICT化)	庁議等	<b>9月補正要求</b> 事業者決定 運用準備	運用開始			
民間児童クラブへの 補助金の見直し	庁議等	制度設計 <b>R8当初予算要求</b> 事業準備期間 要綱改正	国基準へ統一 ※市単独上乗せ 部分の補助金 廃止は1年猶予 期間	(市単独分 廃止)		

# 事案調書(決定会議)

(様式2)

審議日 令和7年2月28日

案件名	衛生研究所再整備基本構想の策定に向けた進め方について							
所管	健康福祉	局区	保健衛生	部	衛生研究所	課	担当者	

## 事案概要

令和6年4月に策定した「衛生研究所再整備に向けた基本的な考え方」に基づき、導入機能や整備候補地等を定めた「再整備基本構想」の策定に向けた進め方について整理するもの

審議事項  <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">(府議で決定したいこと及び想定(希望)している結論)</span>	・再整備基本構想(案)について専門家の意見を聴取し、その意見を踏まえた上で、基本構想を策定すること		
審議結果 (政策課記入)	<span style="color: red;">○原案のとおり承認する。</span>		

事業効果 総合計画との関連	事業効果	建物の老朽化や検査室の狭隘化・機能不足を抱える衛生研究所の再整備を行うことで、健康危機管理体制に必要不可欠な試験検査体制の確保を図り、保健衛生体制の充実に寄与する。		
	効果測定指標	-		施策番号 16
		R6～R7		R8
	事業効果 年度目標	再整備基本構想の検討・策定		再整備基本計画の検討・策定

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール														
	<table border="1"> <tr> <td>R6</td> <td>基本構想府内検討</td> <td>府議(基本構想の策定に向けた進め方)</td> <td>専門家の意見聴取</td> <td>府議(基本構想の策定)</td> <td>明 基本構想の策定</td> <td>市議会へ説明</td> <td>基本計画府内検討</td> <td>一部を委託により検討(事業手法・概算事業費)</td> <td>定 地域対話</td> <td>府議(基本計画の策定)</td> <td>市議会へ説明・パブコム</td> <td>基本計画の策定</td> </tr> </table>	R6	基本構想府内検討	府議(基本構想の策定に向けた進め方)	専門家の意見聴取	府議(基本構想の策定)	明 基本構想の策定	市議会へ説明	基本計画府内検討	一部を委託により検討(事業手法・概算事業費)	定 地域対話	府議(基本計画の策定)	市議会へ説明・パブコム	基本計画の策定
R6	基本構想府内検討	府議(基本構想の策定に向けた進め方)	専門家の意見聴取	府議(基本構想の策定)	明 基本構想の策定	市議会へ説明	基本計画府内検討	一部を委託により検討(事業手法・概算事業費)	定 地域対話	府議(基本計画の策定)	市議会へ説明・パブコム	基本計画の策定		
実施内容	<table border="1"> <tr> <td>概算事業費が20億を超過した場合、大規模事業評価を実施(3～4か月後ろ倒し)</td> </tr> </table>	概算事業費が20億を超過した場合、大規模事業評価を実施(3～4か月後ろ倒し)												
概算事業費が20億を超過した場合、大規模事業評価を実施(3～4か月後ろ倒し)														

○事業経費・財源		(千円)									
項目		R6		R7		R8					
事業費(衛生費)		0		0		14,000					
うち任意分		0		0		0					
特 財	国、県支出金	0		0		0					
	地方債	0		0		0					
	その他	0		0		0					
	一般財源	0		0		14,000					
うち任意分		0		0		0					
捻出する財源※2		0		0		0					
一般財源拠出見込額		0		0		14,000					
元利償還金(交付税措置分を除く)		0		0		0					
捻出する財源概要		長寿命化事業費									
税源涵養 (事業の税収効果)		なし									
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)											
(人工)											
項目		R6		R7		R8					
実施に係る人工		A		0		1					
局内で捻出する人工※		B		0		0					
必要な人工		C=A-B		0		1					
局内で捻出する人工概要											
SDGs 関連ゴールに○		1 経済成長 社会課題解決	2 食料・水・エネルギー 資源の持続可能な供給	3 パートナーシップ を通じた持続可能な開発	4 経済成長、社会的 不平等の削減	5 フィードバック を通じた持続可能な開発	6 経済成長、社会的 不平等の削減	7 経済成長、社会的 不平等の削減	8 経済成長、社会的 不平等の削減	9 経済成長、社会的 不平等の削減	
		○	○	○	○	○	○	○	○		
		10 すべての人生を 満足できるように する	11 すべての人生を 満足できるように する	12 つくると 持続可能な 循環型社会	13 すべての人生を 満足できるように する	14 経済成長を 持続可能に する	15 経済成長を 持続可能に する	16 経済成長を 持続可能に する	17 つくると 持続可能な 循環型社会		
		○	○	○	○	○	○	○	○		
日程等 調整事項		条例等の調整	なし	議会提案時期			報道への情報提供	資料提供			
パブリックコメント		なし	時期	未定	議会への情報提供		部会				
事前調整、検討経過等											
調整部局名等		調整内容・結果									
アセットマネジメント推進課、公共建築課		令和6年5月23日 千葉市環境保健研究所視察									
政策課、財政課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、健康福祉総務室、地域保健課、疾病対策課、生活衛生課、ゼロカーボン推進課、環境保全課		令和6年5月27日 関係課長打合せ会議 衛生研究所再整備基本構想の策定に向けた検討について 庁内ワーキンググループを設置し、衛生研究所再整備基本構想の策定に向けた検討を進める。									
政策課、財政課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、健康福祉総務室、地域保健課、疾病対策課、生活衛生課、ゼロカーボン推進課、環境保全課		担当者ワーキング(R6年度 計4回) 導入機能や整備候補地、整備方針等を定める基本構想(案)をまとめること。									
政策課、人事・給与課、財政課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、健康福祉総務室、地域保健課、疾病対策課、生活衛生課、ゼロカーボン推進課、環境保全課、開発調整課		令和6年12月19日 関係課長打合せ会議 衛生研究所再整備基本構想の策定について 衛生研究所再整備基本構想について、地域対話や審議会の意見を踏まえた上で策定する。									
アセットマネジメント推進課		未利用資産の活用について(未利用資産活用・調整会議 資産活用検討部会にて整理)									
管財課		本庁倉庫敷地の活用について(本庁舎あり方検討会議にて整理)									
人事・給与課		導入機能を確保するための人工の増員について 定数増については、庁議の結果を踏まえ、定数要求の中で判断する。									
開発調整課		市街化調整区域への整備について 市が設置する研究所のため、特例により設置可能(市の事業で活用、不特定多数が来庁しない前提)									
備 考		必要な人工は導入機能を確保するため段階的に増員。ただし、環境保全に関する調査に係る人工については、事務移管のため含まれていない。 事業経費については、基本構想策定に係る庁議にて改めて諮る。									

庁議におけるこれまでの議論	
<b>調整会議の 主な議論 (1/22)</b>	<p>○(経営監理課長)この基本構想で初めて整備地を示すということでよいか。 →(健康福祉総務室長)そのとおりである。 →(経営監理課長)基本構想の策定段階で整備地を決めることはできるのか。 →(政策課長)通常、基本構想で整備地まで決めることはない。 ○(総務法制課長)衛生研究所を再整備するという意思表示を初めて庁外に行うのが基本構想の位置づけであることを考えると、整備地を決めることは早急である印象を受ける。他の事例を見ると、基本構想で候補を示し、基本計画で比較検証を行っていることが多い。また、面積についても詳細に示されており、基本計画レベルに感じる。公共施設マネジメント推進プランにおいて床面積の2割削減が求められている中で、現在より床面積が増えていることはよいのか。 →(アセットマネジメント推進課長)床面積については、2割削減を求めているところであるが、コロナ禍を経験し、施設として充実を図る必要がある中で、やむを得ないものと判断している。この段階で詳細な面積までを出す必要はないという意見には同意である。 →(総務法制課長)床面積が増えることについて、衛生研究所の特殊性を鑑み説明できるようにしていただきたい。 →(健康福祉総務室長)床面積については考え方の記載にとどめる形で修正する。 ○(財政課長)サウンディング型市場調査ではなにを確認するのか。 →(衛生研究所長)基本計画の中で事業手法の検討を行うため、例えば設計と建築を一緒に行うDB方式など、民間事業者に意見を聞きながら検討することを想定している。 ○(人事給与課長)スケジュールに地域対話があるが、整備地であることを踏まえた対話ということか。 →(健康福祉総務室長)衛生研究所の整備候補地として地域対話をを行いたいと考えている。 ○(経営監理課長)保健医療審議会においては、整備地は重要なポイントとなるのか。 →(衛生研究所長)専門家会議があるので、機能強化がメインとなる。 →(健康福祉総務室長)その機能を果たすための適地として示すものと考える。 ○(総務法制課長)他の事例として、候補地を複数示し、それぞれの地域に説明に入るということを行っているので、候補地の段階で説明に入ることは可能であると考える。 →(健康福祉総務室長)それぞれの候補地の状況や、早期に再整備が必要な衛生研究所の状況を踏まえて検討したものであり、基本構想で整備地を決めたいと考える。 →(財政課長)地域の受け止めとして、複数の候補地の一つとして説明を受けるのと、唯一の候補地として説明を受けるのでは受け止め方が変わると考える。 ○(政策課長)内部のワーキングでよく検討している状況は理解しているが、基本構想であまり決めすぎると、専門家の意見を聞いた際に自ら足枷を付けてしまう状況となる。この段階では何がよいのか、検討する余地を残しておく方がよいと考える。あくまで候補地の一つという形で、資料中の表現を修正いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">&lt;&lt;原案を一部修正し、上部会議に付議する。&gt;&gt;</p>
<b>決定会議の 主な議論 (2/7)</b>	<p>○(総務局長)人員の増については、検査機能の強化に伴うものか。 →(衛生研究所長)そのとおりである。なお、環境保全に関する調査事務については、環境経済局から人とともに事務移管されるものと整理しているため、今回の要求人数には含めていない。 ○(財政局長)この庁議で策定内容を決めるのか、地域に説明に入ることを決めるのか。 →(衛生研究所長)この基本構想案をもって、地域に説明に入ることである。 →(政策課長)今回はキックオフであり、ここまで庁内検討を進めてきたが、有識者等の意見をもらいながら基本構想を策定していくこと。また、その過程において地域に説明に入り、調整していくことを決めるものである。 ○(市長公室長)地域に説明に入るにあたり、候補地とする理由が十分に立っているか。 →(総務局長)庁内検討だけでなく、第3者の客観的な意見を取り入れながら候補地を決める必要があるのではないか。衛生研究所が迷惑施設と捉えられるかは分からぬが、市民に開放され、地域にとって有益なものとは捉えられないと思われるため、候補地の選定は慎重に進めるべきと考える。 →(市長公室長)地域説明に入る前に、まず保健医療審議会において意見をもらうなど、地域説明に入るまでの流れを再度検討していただきたい。 ○(総務局長)複合施設である環境情報センターについての検討状況はいかがか。 →(アセットマネジメント推進課長)環境情報センターとして、場所が必要なのか、機能のみ残せばよいのかなど、別途議論を進めている状況である。</p> <p style="text-align: center;">&lt;&lt;継続審議とする。&gt;&gt;</p>

# **衛生研究所再整備基本構想の策定に向けた進め方について**

健康福祉局 保健衛生部 衛生研究所

# 1 審議事項

## (1) 衛生研究所再整備基本構想の策定について

- 衛生研究所は、平成18年に神奈川県から無償譲渡された旧相模原メディカルセンター（昭和48年竣工）に整備  
⇒建設から築50年以上、検査設備設置から15年以上経過するなど、建物や検査設備の老朽化が課題
- 検査技術の高度化・多様化、新型コロナウイルス感染症への対応から見えた衛生研究所が抱える課題  
⇒検査室の狭隘化・機能不足が課題
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和4年12月に成立した改正地域保健法  
⇒衛生研究所が法定化され、その機能強化と健康危機への計画的な取組の推進が求められている

### 対応の必要性

「衛生研究所再整備に向けた基本的な考え方」を整理(R6.4月)

基本的な考え方を基に、再整備基本構想の策定に向けた検討を行う。

（再整備時期や配置場所、施設の複合化、など高度な調整をする事項の検討）

### 取組の推進

#### 審議事項

## 「衛生研究所再整備基本構想」の策定に向けた進め方

### 基本構想(案)記載事項

- 導入機能(必要な機能、強化すべき機能)
- 整備方針(施設整備、想定施設規模、整備方式(概算事業費)、整備候補地、施設の複合化、敷地の共用)
- 事業手法(検討に当たっての前提条件、想定される事業手法)
- 今後の取組(想定スケジュール、事業の進め方の留意点)

### 今後の取組

- 基本構想(案)について専門家の意見を聴取し、その意見を踏まえた上で、基本構想を策定する。

## 2 (参考) 再整備に向けた基本的な考え方 (R6.4策定) の概要

### <衛生研究所の主な業務>



### <衛生研究所再整備の必要性と他自治体比較>

市名	相模原市	浜松市	新潟市	静岡市
機関名	衛生研究所	保健環境研究所	衛生環境研究所	環境保健研究所
人口	72万	79万	77万	68万
職員数	16名	26名	27名	19名
建設年	S48	H11	H11	S39
築年数(年)	49	23	23	58
構造・階数	RC 4階建	RC 4階建	RC 3階建	RC 2階建
延床面積(m <sup>2</sup> )	2,088	3,220	2,967	1,257

建築から約50年が経過

#### ● 建物の老朽化

令和4年度の調査結果では、RC圧縮強度について、**設計基準強度を満たしていない**。

雨漏り等計画外かつ緊急性を要する修繕が発生し、**試験検査に影響している**。

➡市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム(令和4年8月)では、「**長寿命改修等による延命化も含め、効率的・効果的な再編・再整備を検討**」することとしている。

#### ● 感染症発生時における初動検査の重要性と役割の変遷

##### 【初動対応期】

病原体の情報が限られるため、

特殊設備の検査室(1室)でのみ検査可能

##### 【感染拡大期】

施設従事者等の無症状者への検査など、  
**PCR検査を大量かつ正確に実施**  
(参考) 最大検査実績:344件/日

➡ **検査室の老朽化・狭隘化・機能不足、検査の信頼性確保に課題があることから、新型コロナという未曾有の健康危機に対し、保健所のみならず全市一丸となって乗り越えたこの時期に、衛生研究所の再整備に向けた取組を早急に推進する必要がある。**

#### ● 国(法令等)の動向

##### <地方衛生研究所の法定化>

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、地域保健法が改正され、衛生研究所の機能を強化し、健康危機管理に必要不可欠な試験検査体制の整備が求められている。

### 衛生研究所再整備に向けた基本的な考え方 (概要)

#### 1 卫生研究所の目指す姿

健康危機発生時に必要不可欠である検査に確実に対応する中核的な拠点

#### 2 再整備の取組の基本的な方向性

##### ○ 安全・安心な施設の整備

微生物や化学物質の拡散・漏洩防止対策に万全を期すとともに、職員が安全に検査できる施設とする。

##### ○ 財政負担の軽減

国庫補助金等の特定財源の確保や民間活力の活用などによる財政負担の軽減を図る。

##### ○ 卫生研究所の特性を踏まえた持続可能性の向上

専門的な試験検査を持続的に実施できるよう、長期的な視点を持って再整備に取り組む。

#### 3 機能の整理

##### ○ 法的に求められる機能

##### ○ 平時において健康危機対処に求められる機能

##### ○ 現行の体制を鑑みて、強化等が必要な機能

#### 4 民間との役割分担

##### ○ 健康危機管理に必要不可欠な検査技術を用いる検査

検査技術と検査結果の信頼性を確保するため直営を堅持

➡ この考え方には該当しない検査については、民間委託に向け、検討を行う。

#### 5 必要な諸室と延床面積

機能強化が必要な諸室は拡充しつつも、諸室や共用部分の見直しにより延床面積を、**現行の衛生研究所の延床面積程度に留める**。

#### 6 再整備の方向性(再整備の方式や整備候補地の検討における考え方)

具体的な整備場所を検討していく中で、整備場所に応じた**その他の公共施設との複合化や敷地の共用の可能性を検討する**。

##### (1) 再整備の方式

移転建替えによる**再整備を基本**として、再整備後の整備コストを見据えながら、施設(建物や特殊設備等)の耐用年数や更新サイクルなど**長期的な視点**で検討する。

##### (2) 整備候補地の選定に当たって考慮する事項

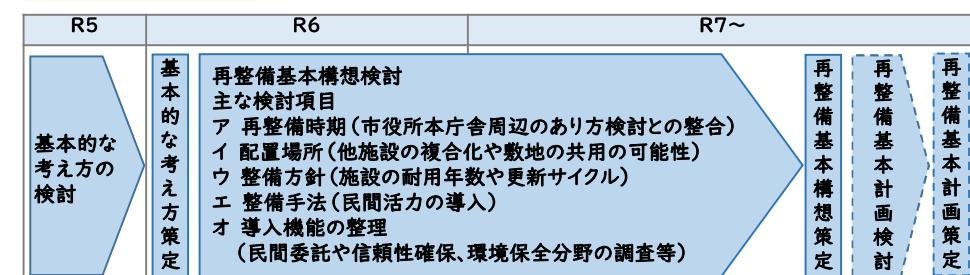
建物の老朽化や衛生研究所の機能強化への対応が早急に必要であることを踏まえ、可能な限り早期に**再整備可能な用地**であることを最優先に、**検査施設**という特性を踏まえ、周辺の土地利用状況や保健所との近接性などを考慮して選定

#### 7 今後の取組

基本的な考え方を基に、再整備基本構想策定に向けた検討を行う。

### <想定スケジュール>

※現時点における想定を示したものであり、検討状況、事業手法により変更の可能性があります。



### 3 検討体制と再整備基本構想（案）の概要

#### （1）再整備基本構想の検討体制

##### 庁内検討体制（検討WG）

アセットマネジメント推進課、公共建築課、健康福祉総務室、  
地域保健課、疾病対策課、生活衛生課、環境保全課  
(必要に応じ、政策課、財政課、ゼロカーボン推進課)

※ その他、人事・給与課、管財課、開発調整課及び建築審査課と個別調整

##### 庁外からの意見聴取（予定）

○試験検査に係る専門家からの意見聴取

#### （2）基本構想（案）の概要

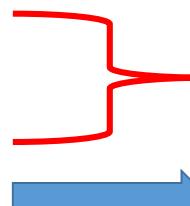
##### ア はじめに

###### （ア）背景と目的

###### （イ）基本構想の位置付け

###### （ウ）検討体制

###### （エ）SDGsとの関係



基本的な考え方において整理した事項を再掲

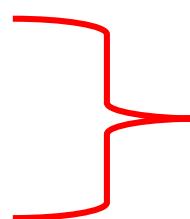
関連ゴールとして「3:健康と福祉 6:安全な水 11:まちづくり 13:気候変動」を掲載

##### イ 現状と課題

##### ウ 基本的な考え方

###### （ア）目指す姿

###### （イ）基本的な方向性



基本的な考え方において整理した事項を再掲

##### エ 基本構想

###### （ア）導入機能

必要な機能、強化すべき機能、民間との役割分担

専門家から意見聴取

###### （イ）整備方針

施設整備、想定施設規模、整備方式（概算事業費）、整備候補地、施設の複合化、敷地の共用

###### （ウ）事業手法

検討に当たっての前提条件、想定される事業手法

##### オ 今後の取組

想定スケジュール、事業の進め方の留意点

## 4 基本構想（案）

### （1）導入機能

#### ア 必要な機能

##### （ア）法的に求められる機能（整備済）

###### ○試験検査

感染症や食中毒等の健康危機への対処に必要不可欠な主要な項目についての体制の整備

###### ○調査研究

試験検査の能力向上、精度向上の調査研究の実施

社会情勢の変化と共に高度化・多様化する検査ニーズ

###### ○情報収集・解析・提供

感染症の発生状況を収集・解析し、その情報を提供（感染症情報センター）

###### ○研修指導

地域保健に係る業務に携わる職員等への研修指導

##### （ア）' 法的に求められる機能の強化

###### ○新たな検査法の導入に向けた検討 ○新規検査項目の検査の実施

##### （イ）健康危機対処に求められる機能の強化

###### ○市感染症予防計画【R6.4月策定】 ○健康危機対処の手引き（感染症編）【R6.7月策定】

- ・専門的な技術や知識を有する人材の確保・育成
- ・平時からの感染症発生動向調査事業に基づく検査やゲノム解析等サーベイランスの実施体制の強化
- ・感染症情報センターの体制強化、調査研究の推進等

##### （ウ）現行の体制を鑑みて、強化等が必要な機能

###### ○法令に基づく信頼性確保の実施体制の確立

- ・食品及び感染症検査部門から独立した信頼性確保体制の確立

環境経済局からの事務移管

###### ○環境調査に係る体制の充実等

- ・衛生研究所の特性を生かした検査体制の充実等

既存体制

拡充

拡充

#### イ 強化すべき機能

###### ○高度かつ専門的な知識と技術力が求められる試験検査への対応と検査精度の確保

###### ○試験検査機能強化、調査研究の推進、感染症情報の収集・解析・提供機能強化

###### ○食品及び感染症検査部門から独立した内部監査体制の確立

###### ○本市の地域特性を把握するための環境調査の更なる推進

#### ウ 民間との役割分担

専門性の高い知識・技術と信頼性を確保するためには、  
**直営による運営が必須**であるが、自ら実施する必要のない検査について、民間活力の活用や廃止について検討

基本構想（案）の  
「基本的な方向性」に記載

## 4 基本構想（案）

### （2）整備方針 ア 施設整備

#### ○ 安全・安心な施設整備

微生物や化学物質の拡散・漏洩防止対策に万全を期すとともに、職員が安全に検査できるよう、WHOの指針や関係法令等の基準に適合した施設整備とする。

#### ○ 衛生研究所の特性を踏まえた持続可能性の向上

将来的に多様化・高度化することが見込まれる検査ニーズへの変化等に柔軟に対応できるよう、レイアウト変更を見据えた施設整備とする。

#### ○ 精度管理への対応

健康危機発生時の原因究明や行政処分の根拠に必要不可欠な検査の精度管理を徹底、かつ多くの検体を効率的に処理することが可能な施設整備とする。

#### ○ I C Tの利活用

検査に係る事務負担の軽減や健康危機発生時即応体制確保のための連絡調整を見据え、ICT化の促進による、業務の効率化を見据えた施設整備とする。

#### ○ 環境への配慮

太陽光、風力、地下水などの自然エネルギーを活用した設備、エネルギー消費の小さい建物ZEB Ready(ゼブレディ)を検討する。

### イ 想定施設規模

現状の課題を解決するとともに機能を強化するため、狭隘かつ不足している検査室は拡充しつつ、共用部分の圧縮を図ることにより、床面積の削減に取り組み、整備する延床面積は、現行の衛生研究所の延床面積程度とする。

## 4 基本構想（案）

### （2）整備方針

#### ウ 整備方式

##### （ア）再整備の可否と仮設施設の要否

項目	中規模改修工事による既存改修		現地建替え		移転建替え (仮設施設無し)
	仮設施設あり	仮設施設なし	仮設施設あり	仮設施設なし	
再整備の可否	○(可能)	×(不可)	○(可能)	×(不可)	○(可能)

##### （イ）仮設施設の要否によるコスト比較

※ 単価は、施設特性を踏まえ、直近で衛生研究所の再整備を行った指定都市の事業費を基に単価を設定  
 ※ 現時点において想定する再整備費用と同条件で試算したものであり、将来的な物価上昇等の要因は考慮していない。  
 ※ 移転（仮設を含む）の際は、未利用市有地に移転することを想定し、用地費が掛からないことを想定

項目	中規模改修工事による既存改修	現地建替えによる再整備	移転建替えによる再整備	備考
整備内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設施設の設計・工事</li> <li>・中規模改修設計・工事</li> <li>・移転（往復）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設施設の設計・工事</li> <li>・建替え設計・工事</li> <li>・移転（往復）</li> <li>・解体設計・工事</li> <li>・初度調査（事務什器）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建替え設計・工事</li> <li>・移転</li> <li>・解体設計・工事</li> <li>・初度調査（事務什器）</li> </ul>	
コスト比較	×	×	○	仮設施設が莫大なコスト要因

移転建替えによる再整備とする。

※ 基本構想の施設整備方針に、**仮設施設を設置しない長寿命化への対応を見据えた施設整備**を加える。

## 4 基本構想（案）

### （2）整備方針

#### 工 整備候補地

建物の老朽化や衛生研究所の機能強化への対応が早急に必要であることを踏まえ、**可能な限り早期に、施設の特性を踏まえた再整備が可能な公共用地であることを優先**に、未利用資産や市役所本庁舎周辺のあり方検討、都市計画上の用途地域、周辺の土地利用状況などを考慮して検討を進める。



今後、専門家に基本構想（案）の導入機能や整備方針等について意見交換を行い、その意見を踏まえた上で、基本構想において複数の整備候補地を示す。

#### 才 施設の複合化

衛生研究所は、施設の複合化による効果や効率化が期待できず、かつ、長寿命化事業におけるコストが増加することから**単独での整備**とする。

検査専用設備・精密な検査機器  
病原体や毒劇物等の保管管理



高度なセキュリティーが必要かつ特殊な施設であるため複合化の効果が期待できない。

仮設施設を設置しない長寿命化を見据えた整備（40～50年で再整備）



複合化した施設の長寿命化事業（80年供用）における効果が期待できない。



**単独整備  
とする**

#### 力 敷地の共用

敷地の共用については、**基本計画策定時に整備候補地の状況に応じて決定**する。

## 4 基本構想（案）

### （3）事業手法

#### ア 検討に当たっての前提条件

##### ○ 衛生研究所の運営

衛生研究所は、健康危機発生時に必要不可欠である検査に確実に対応する拠点であり、健康危機発生時への確実な対応や専門性の高い検査技術と信頼性確保の観点から、**衛生研究所業務の運営は直営で行うのが必須**となる。

また、施設の維持管理業務に民間活力活用の余地はあるが、**現施設の維持管理経費は約2,600万円程度で圧縮された状態**である。

##### ○ 新衛生研究所の設計・工事

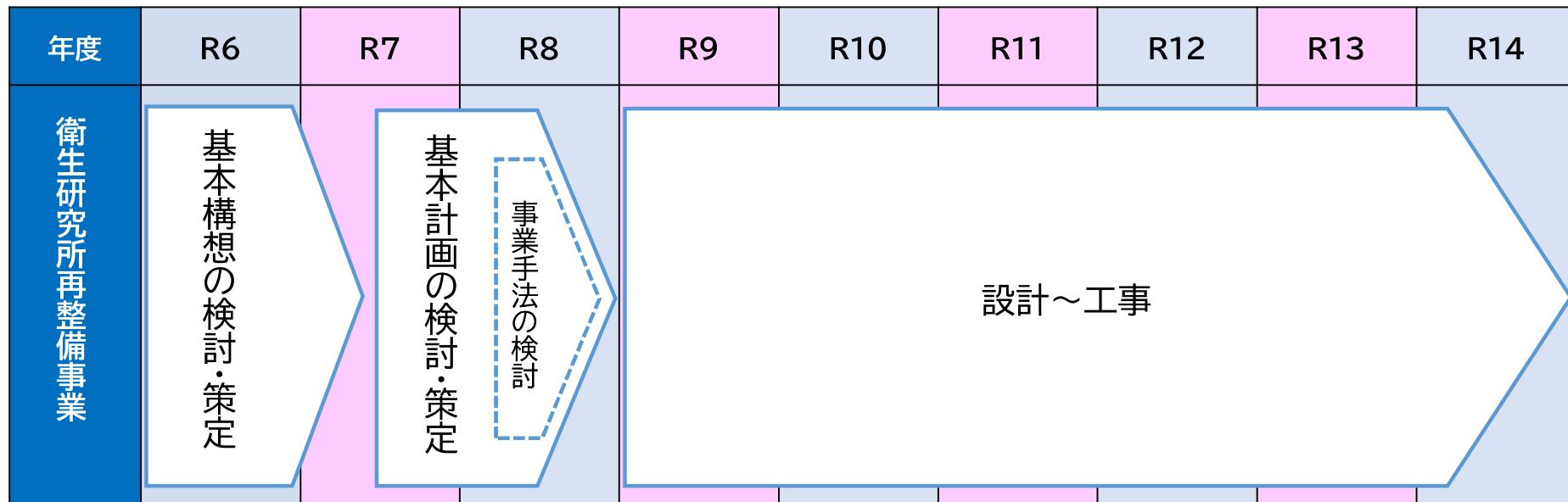
**衛生研究所は専門性の高い特殊な施設であり、かつ業務の運営を直営で行うのが必須**であることを踏まえると、本市が効率的かつ効果的に運営するために、**設計の段階で市の意向を十分に反映させる必要**がある。

基本計画策定に向けた検討の中で、早期の再整備や費用削減効果を評価した上で決定する。

## 4 基本構想（案）

### （4）今後のスケジュール等

#### ア 想定スケジュール



- 基本構想策定後、速やかに基本計画の策定に向けて着手する。

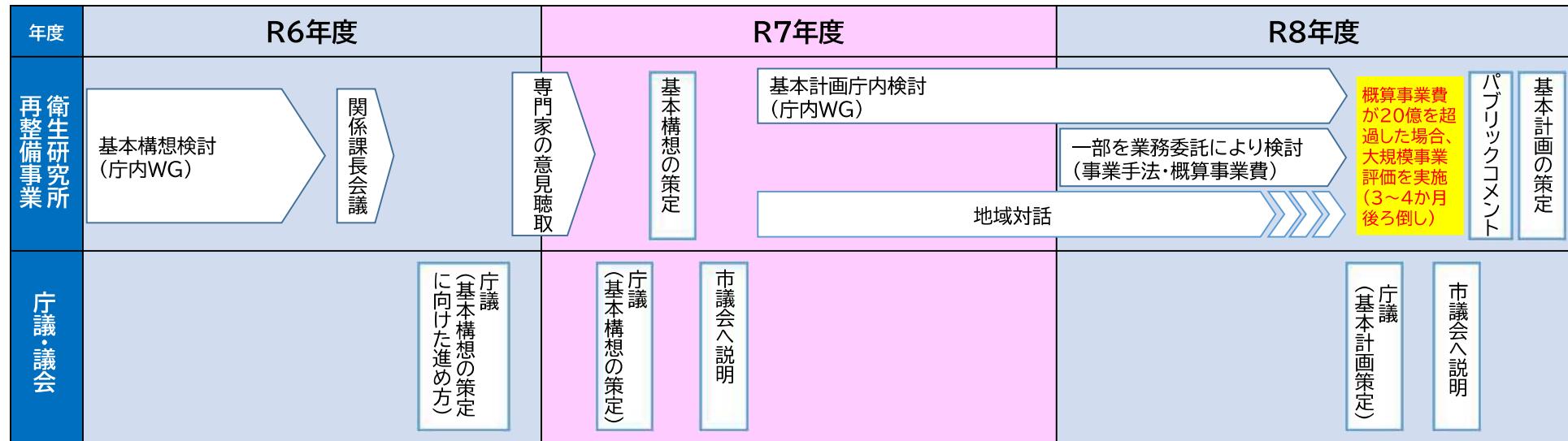
#### イ 事業の進め方の留意点

基本計画において、効率的かつ可能な限り早期の再整備が可能となるような様々な事業手法と概算コストの評価・検討を行う。

また、想定施設規模の中で、現状の課題を解決し、必要な機能を強化するために必要な諸室や検査導線、施設の特性を踏まえた長寿命化などの事業計画の詳細を検討していく。

## 5 (参考) 今後の進め方(案)と現在の複合施設の方向性

### (1) 今後の進め方(案)



- 今後、基本構想(案)について専門家の意見を聴取し、その意見を踏まえた上で、基本構想の策定について改めて庁議に諮る。
- 基本構想策定後、速やかに基本計画の策定に向けた検討を行う。

### (2) 複合施設の方向性

#### ア 環境情報センター

環境情報センター再編・再整備検討会議において、今後の在り方について検討を行っており、その検討を踏まえ、移転先についても整理していく。

#### イ 犬の一時抑留施設

動物愛護センター設置に向けた動物愛護行政の基本的な考え方について決定会議で承認され、今後はその考え方に基づいて、動物愛護センター基本構想・基本計画の策定に向けた検討を進めるが、その検討の中で、犬の一時抑留施設の廃止についても整理していく。

# 事案調書(決定会議)

## (様式2)

審議日 令和7年2月28日

案件名	津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業について							
所管	緑	局 区		部	区政策・津久井まちづく りセンター	課	担当者	内線

## 事案概要

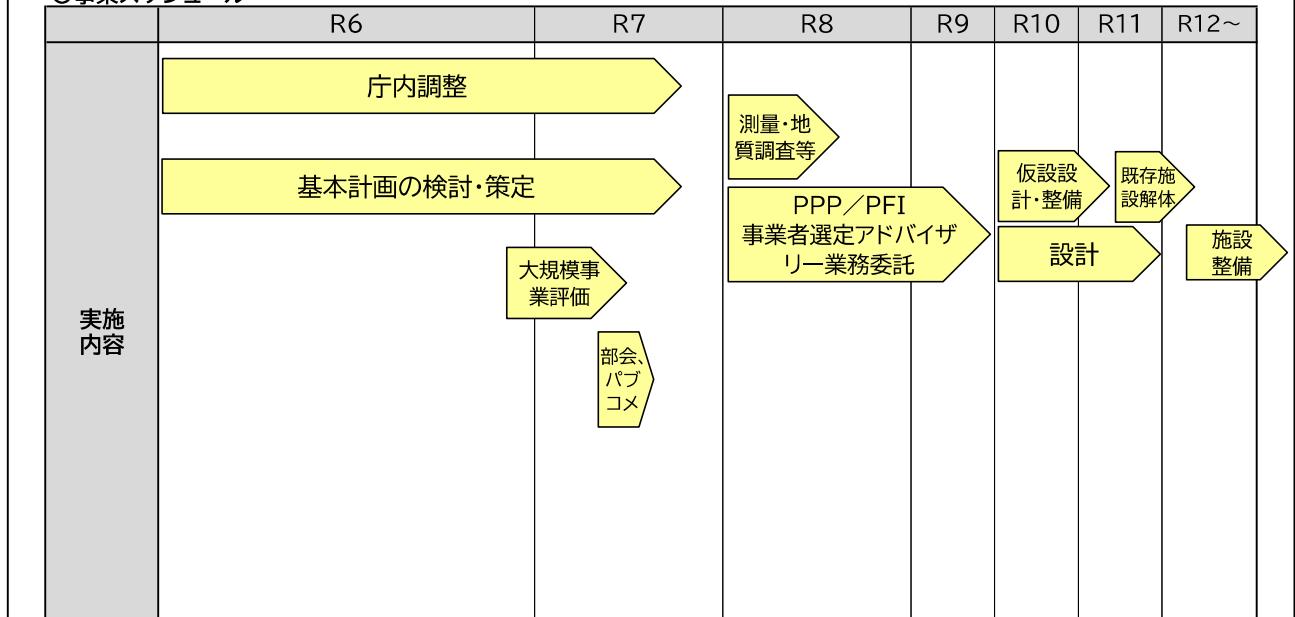
公共施設マネジメント推進プラン等に基づく先導的な取組として、老朽化する津久井総合事務所周辺の公共施設の再整備を行うに当たって、基本方針、基本構想に定める考え方や民間活力導入可能性調査の結果等を踏まえ、再整備後の施設の整備パターン、事業手法、事業スケジュール等について諮るもの

<b>審議事項</b> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">           行議で決定            したいこと及び            想定(希望)            している結論         </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな複合施設の整備パターンを一棟建てとし、事業手法に民間活力を導入することについて</li> <li>・民間活力導入を前提とした事業スケジュールの見直しについて</li> </ul>
<b>審議結果</b> (政策課記入)	<p>○継続審議とする。</p>

事業効果 総合計画との関連	事業効果	津久井総合事務所周辺の公共施設を含めた公共施設の再編・再整備を行うことで、津久井地区における地域拠点を創出し、持続可能なまちづくりの実現に寄与する。					
	効果測定指標				施策番号	46	
		R6	R7	R8			
	事業効果 年度目標						

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

## ○事業スケジュール





## 庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (1/22)</p>	<p>【事業スケジュールについて】 ○(政策課長)基本計画の策定が伸びたことで半年程度スケジュールがずれたことは理解するが、更に3年スケジュールが伸びた理由は何か。 →(緑区役所区政策課担当課長)基本構想では、基本方針策定時に設定した設計から供用開始まで5年間というスケジュールを採用していたが、基本構想策定後に改めて民間事業者等に確認した結果、無理のあるスケジュールだと判明したため、見直しを行った。 ○(財政課長)スケジュールが伸びた理由については、誰もが納得できるような説明をしていただきたい。</p> <p>【事業実施手法について】 ○(総務法制課長)PFI手法とDBO手法の明確な違いは責任の所在にあると考える。今回PFI手法を選ぶ理由は、最後まで責任を持って事業者に参画してもらうためなど、そういう説明がよいのではないか。 ○(財政課長)PFI手法を選択する理由についてだが、昨今の状況では、PFI手法とDBO手法を比較した場合、今回のようなVFMが出てくることが多い。そういう状況下でPFI手法を選ぼうとしている本事案は、先行事例となり、今後の指標となるため、しっかり理由を整理していただきたい。 ○(経営監理課長)PFI手法を選択する理由を追加で示す場合、どのようなものが考えられるのか。 →(アセットマネジメント推進課長)一般的な比較項目は網羅できていると思われるが、他市事例も調べるなど、引き続き検討していく。今後はやり方を工夫しつつ、○×表でわかりやすく整理するなど、表現を検討したい。 ○(経営監理課長)PFI手法に関する最近の動向は把握しているか。 →(アセットマネジメント推進課長)金利が上がっているためVFMが出にくくなる傾向にある。また、働き方改革等で、民間も厳しい状況にあると聞いている。</p> <p>&lt;&lt;原案のとおり上部会議に付議する。 ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。&gt;&gt;</p>

決定会議の  
主な議論  
(2/7)

- 【スケジュールについて】
- (総務局長)スケジュールが3年程度遅れるとのことだが、変更前のスケジュールは。  
→(緑区役所区政策課長)基本計画を令和6年度中に策定し、令和7年度から令和11年度の5年間で設計・工事を行う予定だったが、基本計画の策定が半年程遅れている。  
→(総務局長)スケジュールの変更後でも工期の長さは変わらないのか。  
→(緑区役所区政策課長)変更前のスケジュールは従来手法での事業実施を想定していた。民間活力導入検討に伴い、工期の部分は変わらない想定だが、アドバイザリー業務委託等を行うことになったため、スケジュールが延びる。  
→(総務局長)基本計画の策定に係る半年程度の遅延と、民間活力導入検討に伴う諸手続きにより、3年程度スケジュールが遅れるということ。  
→(緑区役所区政策課長)慢性的な人員不足や資材調達の遅れ等の他の要因もあるが、そのとおりである。  
○(総務局長)スケジュールの変更についてはどのように地域に説明していく予定か。  
→(緑区役所区政策課長)今月中に外部検討委員会があるため、現段階での基本計画案を共有するとともにスケジュールの変更について説明する。再編対象となる施設には公民館等も入っているので、一般の方が集まるイベントでも説明をしたい。  
○(市長公室長)人手不足が理由でスケジュールが遅延するということはどういうことか。  
→(緑区役所区政策課長)今年度実施した事業者からのヒアリングにより、当初よりも時間を要することが分かった。本来なら、基本構想の策定時にスケジュールの見直しをしておく必要があった。  
→(市長公室長)事業者は慢性的な人手不足にある。他の案件はスケジュールどおり進められているのに、本件のスケジュールだけが後ろにずれるのは整合が取れない。  
→(緑区役所区政策課担当課長)津久井総合事務所は一部イエローボーンがかかっているため、万が一に備え、レッドゾーンと同等の対策を実施するための調整や、総合事務所前の市道の付け替えに関する協議に時間を要した。  
→(財政局長)令和6年度予算を令和7年度に繰り越すことについてはそれで説明がつくが、その後の3年間のスケジュール遅延の理由にはならない。人手不足は全市的にも共通する状況であるのだから、本件だけが遅れる理由にはならない。  
→(総務局長)基本計画の策定が半年程度遅れたのは県との調整によるもので、今後の3年間の遅れは、当初は予定していなかった民間活力導入検討を行うことになり、必要な行程が増えたため、結果としてスケジュールが延びるという話ではないのか。  
→(緑区役所区政策課長)最近では、従来手法でも民間活力導入手法でも、時間的な差は出にくくなっていると聞いている。そういう時流の変化を見込んで見直しをしなければならなかつたが、見込みが甘く、考慮できていなかつた。  
○(総務局長)適切な助言のためにも、原因や課題をきちんと整理した方がよい。  
→(緑区役所区政策課長)本来であれば、基本計画策定業務委託の予算を計上するタイミングでスケジュールの見直しを行うべきだったが、本件については、当初の想定スケジュールどおりに事業を実施するために、当初予算ではなく補正予算を計上し、スケジュールの見直しは行わない整理としたものである。

(続き)  
決定会議の  
主な議論  
(2/7)

【事業について】

○(総務局長)当該施設は土砂災害警戒区域に入っているため、可能な限り対策等について検討していただきたい。

○(財政局長)相模湖や藤野の総合事務所はこういう形で整理するから、その結果、津久井総合事務所にはこういう機能を持たせる必要があるといったような、津久井地域全体を見ながらの機能の整理や議論はしてきたのか。

→(緑区役所区政策課長)津久井地域全体を見据えた機能の整理や議論はしていない。相模湖と藤野の総合事務所の在り方は別途検討を行っている。

→(財政局長)もっと広い範囲や広い視点での議論をしないと、行政機能の位置づけが整理できず、津久井総合事務所の機能の検討もできないのではないか。

→(緑区役所区政策課長)それぞれの総合事務所はまちづくりの重要な拠点として位置付けられているため、一足飛びで統合という方向に舵を切ることはできない。

→(財政局長)今後、人口が激増するような地域や時代ではないので、津久井地域の3つの総合事務所の在り方検討は、それぞれを単体で行うのではなく、一括して考える必要があるのではないか。

○(財政局長)説明資料6ページに掲載のある概算コストの積算方法については、資料上どこを見ればよいのか。積上げの根拠がないと議論にならない。

→(緑区役所区政策課担当課長)参考資料の2ページに想定される機能の一覧があり、これらを積み上げた現状の想定面積に、長寿命化施設整備に係る単価を掛け合わせた後、物価高騰の影響等を踏まえて金額を算出した。

→(財政局長)機能はどの段階で決定したのか。

→(政策課長)今回の審議事項は基本構想にある3パターンのうち1棟建てのパターンを選ぶということと、スケジュールの遅延についてである。詳細な施設の規模感や機能については、今後、基本計画の策定時に審議するものであり、今回はあくまでも参考として想定される規模感を示しているという認識である。

→(財政局長)審議事項ではないのであれば、参考資料から削除して欲しい。

○(総務法制課長)施設の位置付けや、市民活動施設との住み分けをしっかり検討したうえで基本計画の策定を進めていただきたい。

【事業実施手法について】

○(市長公室長)アドバイザリー業務委託は必ず実施しなければならないのか。

→(緑区役所区政策課長)民間活力導入検討の際には実施が必要である。

→(市長公室長)事業者側のメリットが少ない場合、当然ながら参入事業者は出てきにくい。説明資料9ページの常設のカフェ等は採算性の確保が困難というコメントを考慮すると、アドバイザリー業務委託を行ったものの、参入事業者がいないという結果になるのではないか。事前のサウンディング調査の段階ですでにそういうコメントが出ているのであれば、従来手法による事業実施の可能性についても改めて整理いただきたい。

→(緑区役所区政策課長)説明資料8ページで示しているとおり、PFI手法やDBO手法の場合でも複数の事業者から参入意欲ありという回答が出ているため、現段階では、民間活力導入に向けた検討をしていきたい。

○(市長公室長)事業者側から見たこの事業のメリットはどこになるのか。

→(緑区役所区政策課長)施設整備だけでなく、その後の管理運営や賃借料の部分にメリットがあると考える事業者もいるのではないか。

→(市長公室長)施設の維持管理だけで採算が取れるのか。

→(財政部長)そもそも契約金額を上げるなど、施設の維持管理で採算を取るような手法を取られるのは好ましくない。カフェなどの採算性の高い施設の常設が難しいとなると、市の庁舎の再整備に民間活力導入を検討する必要があるのか疑問である。

→(アセットマネジメント推進課長)確かに大きなメリットは出にくいが、設計から工事までを一体で取り組む場合は事業の効率化を図ることができると考えられる。総事業費が10億円以上となる見込みの事業については、市のPPP/PFI手法導入優先的検討方針に基づいて民間活力導入検討を行っていただいているが、明確な理由があれば従来手法を選択することも可能である。なお、アドバイザリー業務委託は引き続き民間活力導入検討を行う場合は必須だが、従来手法を選択する場合は省略できる。ただし本事業においては、アドバイザリー業務委託の有無によりスケジュールに大きな差はないと考えている。

○(市長公室長)アドバイザリー業務委託を実施しても、結果として参入事業者が出てこないのではないかと危惧している。施設の元々の性質上、施設管理だけで採算性を取るのは難しい。改めて民間活力導入手法と従来手法の比較をしていただきたい。

<<継続審議とする。>>

# 津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業 について

令和7年2月28日（金）

決定会議資料

## 本事業の目的、経過

2

津久井総合事務所は令和6年で築60年となるなど、老朽化による建替えの検討時期を迎えており、総合事務所周辺の公共施設を含めた公共施設の再編・再整備を行うことで、津久井地区における地域拠点を創出し、持続可能なまちづくりの実現を目指すものです。

年度	内容
H28	・公共施設マネジメント推進プラン【第2期(R2~11年度)】 →再編・再配置を検討することを位置付け
R3	・公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム【リーディングプロジェクト】 →市民対話ワークショップ(有識者、地域団体、高校生、公募市民)
R4	・「基本方針」策定 →基本理念、5つの方針(視点)、想定スケジュール  ・基本構想の検討 ※庁内・市民検討会 (構成員:有識者、地域団体、高校生、公募市民)での検討
R5	・「基本構想」策定 →対象施設、導入機能、施設規模、整備候補地、整備パターン
R5~6	・基本計画の検討 ※庁内・外部検討会議(構成員:有識者、地域団体、公募市民)での検討 →整備パターン(絞り込み)、民間活力導入可能性調査、事業手法、概算事業費、管理運営、想定スケジュール

# 検討対象施設の配置状況・建物の状況



相模原西メディカルセンター  
急救病診療所  
建築年度：S55  
延床面積：544m<sup>2</sup>

津久井保健センター  
建築年度：S62  
延床面積：941m<sup>2</sup>

津久井総合事務所  
建築年度：S39-H18  
延床面積：2,434m<sup>2</sup>

津久井中央公民館・  
津久井老人福祉センター  
建築年度：S55  
延床面積：2,557m<sup>2</sup>

津久井地域包括支援センター  
延床面積：136m<sup>2</sup>  
※民間建物を賃借

※築年数は令和6年4月1日時点

機能	施設
行政機能	津久井総合事務所 津久井保健センター 津久井地域包括支援センター
市民活動機能	相模原西メディカルセンター 急救病診療所 津久井中央公民館 津久井老人福祉センター

**【再編後施設の想定規模】**  
基本構想で現状の延床面積の合計  
6,612m<sup>2</sup>に対して、約5,300m<sup>2</sup>と想定  
※複合化による延床面積の削減で更新費用  
の20%削減を目標

# 1-1 整備パターン これまでの検討状況

4

## 3案の整備パターンの庁内的な評価の実施

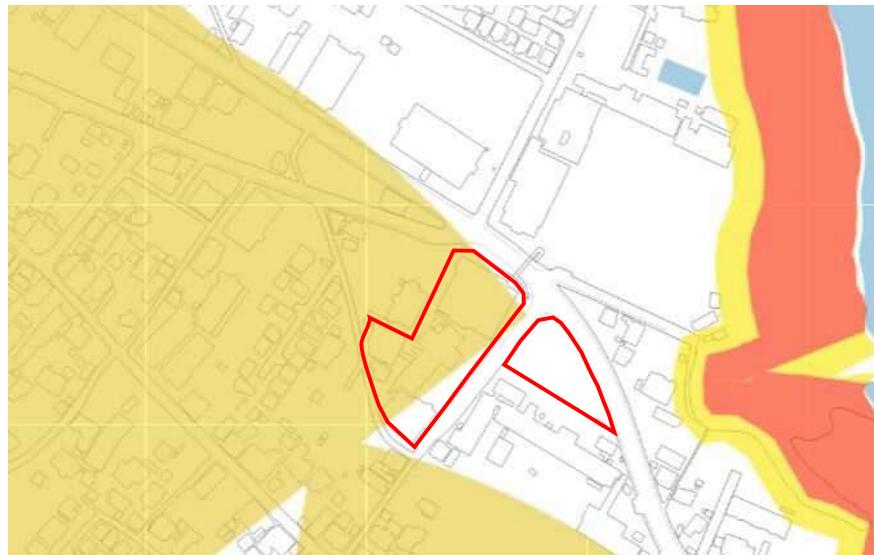
基本構想では基本方針や市民検討会での検討結果を踏まえ、整備パターンを次の3案にまとめました。

項目	整備パターン1	整備パターン2	整備パターン3	
建て方	<ul style="list-style-type: none"><li>現地で庁舎と市民活動施設を一つにまとめて建て替える</li></ul> 	<ul style="list-style-type: none"><li>駐車場敷地に庁舎を建て替える</li><li>現地で公民館を市民活動施設として建て替える</li></ul> 	<ul style="list-style-type: none"><li>現地で庁舎とホール、図書室をまとめて建て替える</li><li>保健センターを改修し、市民活動施設として利用する</li></ul> 	<ul style="list-style-type: none"><li>パターン1は基本方針との整合性や管理運営コストの面で優れる</li><li>パターン2は防災や工事の面で優れる。</li><li>パターン3は建設コストの面で優れる。ただし、将来的な建替コストや改修による制約が見込まれる</li></ul> <p>⇒パターン1又はパターン2の2案で民間サウンディングや施工に関する詳細な検討を行った上で、最終的な整備パターンを決定する</p>
案の狙い	複合化による効果を最大限発揮	庁舎を土砂災害警戒区域から外す	比較的新しい保健センターの建物を有効利用	

○基本方針との整合・導入機能の確保	防災の観点ではパターン2が評価できるが、交流や機能性など複数の観点から <u>総合的にはパターン1が最も優れている</u>
○工事に関すること	仮設庁舎が不要となる可能性がある観点で <u>パターン2が最も優れている</u> が、現行の駐車場代替地の確保や隣接する小学校への影響などの観点で不透明な要素もある
○コストに関すること	建設コストの面ではパターン3、仮設庁舎・移転コストの面ではパターン2、管理運営コストの面ではパターン1が優れており、 <u>詳細なコストの試算が必要</u>

## 1-2 土砂災害警戒区域内の整備に係る対策検討について

### 土砂災害警戒区域(土石流)



#### 凡例

土砂災害  
警戒区域  
(土石流)  
(イエローゾーン)

土砂災害  
特別警戒区域  
(急傾斜)  
(レッドゾーン)

#### 【法的整理】

土砂災害警戒区域内における建築では、土砂災害への対策は  
**法的に必須とされていない**

#### 【検討会議】

新たな複合施設を土砂災害警戒区域内に建てるについて、  
**災害リスクに懸念の声**

#### 【本事業の基本方針における災害時の位置づけ】

基本方針2 暮らしの安全・安心を支える場所

- ・現地における災害対策の拠点としての業務継続性を確保
- ・災害時における必要物資の貯蓄や受入れができる安全で災害に強い施設を目指す

### 津久井総合事務所事業地における被害の想定 (神奈川県から資料を入手)

- 100年に1回の大震想定雨量(345mm/24時間)とした場合の計算で事業地の計算結果は次のとおり
- 【土石流想定高さ】20cm程度
- 【土石流による力】0.6~0.9kN/m<sup>2</sup>

想定される災害時機能	施設
現地対策班	津久井総合事務所
風水害時避難場所	津久井中央公民館・津久井老人福祉センター
救護所	相模原西メディカルセンター



土砂災害への対策は法的に必須とされていないが、災害時機能等を考慮し、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内の建築行為を参考に、土石流への対策を実施する

## 1-3 整備パターン 概算コスト比較

金額は現時点の試算であり、今後の検討の中で変わる可能性があります

6

比較項目		整備パターン1(1棟)	整備パターン2(2棟)	備考
イニシャルコスト 概算事業費	工事(設計、解体、整備)	約56.4億円	約57.4億円	R6長寿命化事業費調査に基づく市概算単価による積算。物価上昇見込、ZEB化12%増見込含む。
	外構整備、土砂対策、アスベスト・杭撤去	約6.1億円	約6.6億円	
	仮設庁舎	約3.2億円	— (不要)	約1,000千円/坪、規模1,000m <sup>2</sup> 水道引き込み外構整備0.2億
	代替駐車場	約0.2億円	約0.2億円	5千円/台、現状規模確保想定
	初度調査	約1.4億円	約1.4億円	庁内事例を参考に試算
	小計	約67.3億円	約65.6億円	
財源	市債	約44.9億円	約45.8億円	
	一般財源	約22.4億円	約19.8億円	
ランニングコスト	維持管理運営コスト合計	約216億円(約2.7億円/年)	約224億円(約2.8億円)	80年、複合化・ZEB化による削減分含む
	長寿命化・中規模改修費	約52.2億円	約53.2億円	
	複合施設解体費	約2.7億円	約2.7億円	80年後
	小計	約271億円	約280億円	
合計		約338.3億円	約345.6億円	

※概算事業費は基本構想で定めた、施設の想定規模を踏まえて算定

※維持管理運営コストは公共施設カルテの実績額を基に算定(物価上昇は見込んでいない)

### 【内部検討】

#### <定量的な評価>

- ・総合的な財政負担となる80年のトータルコストの比較では、整備パターン1(1棟建て)の方が 7億円程度 有利となることが見込まれる

#### <定性的な評価>

- ・1棟建ては2棟建てよりも、施設の共用部等を最小限にできることや施設の管理のしやすさの観点から優れている
- ・相模原市公共施設マネジメント推進プランにおける集約化・複合化による考え方、基本方針との整合が図られる

### 【民間サウンディングを踏まえた民間事業者等からの意見】

- ・整備パターン1(1棟)が市民の利便性・屋外広場や駐車場の確保・施工のしやすさの観点を踏まえ、整備パターンとして望ましいとの意見が最も多い
- ・1棟に集約化することで余剰地を確保しやすく、それにより屋外広場や駐車場用地の確保がしやすい



### 【整備パターン】

コストや機能比較、民間サウンディング意見を踏まえ 総合的に有利であると見込まれる整備パターン1を整備方法として検討を進める。

土砂災害警戒区域内における整備に当たって、土石流等の災害対策を実施する

## 2-1 従来手法と民間活力活用手法の比較

R6.12.26付「PPP／PFI手法における事業手法検討の考え方について(通知)」(アセットマネジメント推進課発)を踏まえ、比較

VFMは現時点の試算であり、今後の検討の中で変わる可能性があります

区分	従来手法	PFI手法	DBO／DB+O手法
財政負担 VFM	10,185,000千円	9,942,000千円 約2.4%(約-2.4億)	9,707,000千円／9,698,000千円 約4.7%(約-4.7億)／約4.8%(約-4.8億)
※VFM算定条件：事業期間15年間。コスト縮減率：整備費10%、維持管理費5%			
参画 しやすさ	分離発注により <u>地元企業も参画しやすい</u>	設計から管理運営まで <u>SPC(特別目的会社)組成が必要</u> 、出資が必要	設計から管理運営まで(DB+Oは設計・建設) <u>企業体の組成が必要</u>
事業 安定性	・金融機関のモニタリング機能は働かない ・企業が倒産や撤退する可能性がある	・金融機関のモニタリング機能が働く ・ <u>SPCの設立により倒産や撤退リスクが低い</u>	・金融機関のモニタリング機能は働かない・ 企業体の構成員が倒産や撤退する可能性がある
支出 平準化	市債の活用により財政負担を平準化	<u>市債の活用に加え、市債対象外経費についても民間資金の活用により財政負担を平準化</u>	市債の活用により財政負担を平準化
法的根拠	法令に則って手続き	法令(PFI法)に則って手続き	<u>一体契約に基づく法的根拠がなく、既存の法令に則って手続きを行う</u>
サービス の向上	分離・仕様発注により <u>民間ノウハウの活用は限られる</u>	・性能発注による <u>民間ノウハウの活用が期待される</u> ・契約が長期間固定されるため、 <u>事業環境の変化に対応し難い</u>	・性能発注による <u>民間ノウハウの活用が期待される</u> ・契約が長期間固定されるため、 <u>事業環境の変化に対応し難い</u>
事務負担 準備期間	・ <u>市費支弁に係る請負工事</u> のため、設計や工事に監督員の配置が必要 ・分離発注の都度、発注準備が必要	・ <u>市費支弁に係る請負工事ではない</u> ため、設計や工事に監督員の配置は不要であるが、 <u>要求水準を満たしているかの確認が必要</u> ・募集時点で、運営を見据えた要求水準の作成が必要	・ <u>市費支弁に係る請負工事</u> のため、設計や工事に監督員の配置が必要。加えて <u>要求水準を満たしているかの確認も必要</u> ・募集時点で、運営を見据えた要求水準の作成が必要
参入意欲	—	5社（複数回答）	9社／6社（複数回答）

## 2-2 民間事業者の意向調査結果

- 
- ・財政負担の軽減や民間事業者の参加意向等を総合的に判断し、複合施設の整備から維持管理まで、民間ノウハウを活用し、効率化とサービスの向上を図るよう、**事業手法として民間活力を導入すること**を基本に、検討を進める。
  - ・事業を進めるに当たっては、SPCの組成や金融機関のモニタリングの観点から事業の安定性が図られ、事務負担の軽減が期待できるPFI手法を基本とし、今後の事業者選定に向けたアドバイザリー業務において更なる検証を行う。

### (参考)民間事業者の意向

※サウンディング型市場調査(令和6年6月)対話参加者:11社(建設業者、施設維持管理業者、その他)

#### ■対話概要

対話内容	意向	備考
整備手法	<ul style="list-style-type: none"><li>・DBO: 9社</li><li>・DB+O(DB + 指定管理): 6社</li><li>・PFI(BTO手法) : 5社</li></ul>	
維持管理運営期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・5年: 2社</li><li>・10年: 3社</li><li>・15年: 9社</li><li>・20年: 3社</li></ul>	継続的・安定的な事業運営の観点から15年程度が妥当との意見が多かった ※利用者ニーズにより利用方法変更可能な点でDB+指定管理者制度が良いのではとの意見もあり、その場合は5年以上
参加意向	<ul style="list-style-type: none"><li>・参加したい : 2社</li><li>・条件次第で参加したい: 9社</li></ul>	
付加価値機能に係る意見	賑わい創出やカフェ等の事業は常設での自主事業では採算性が確保困難	
その他意見	物価高騰への対応要望、働き方改革に係る法改正等による工期遅延への懸念意見あり	

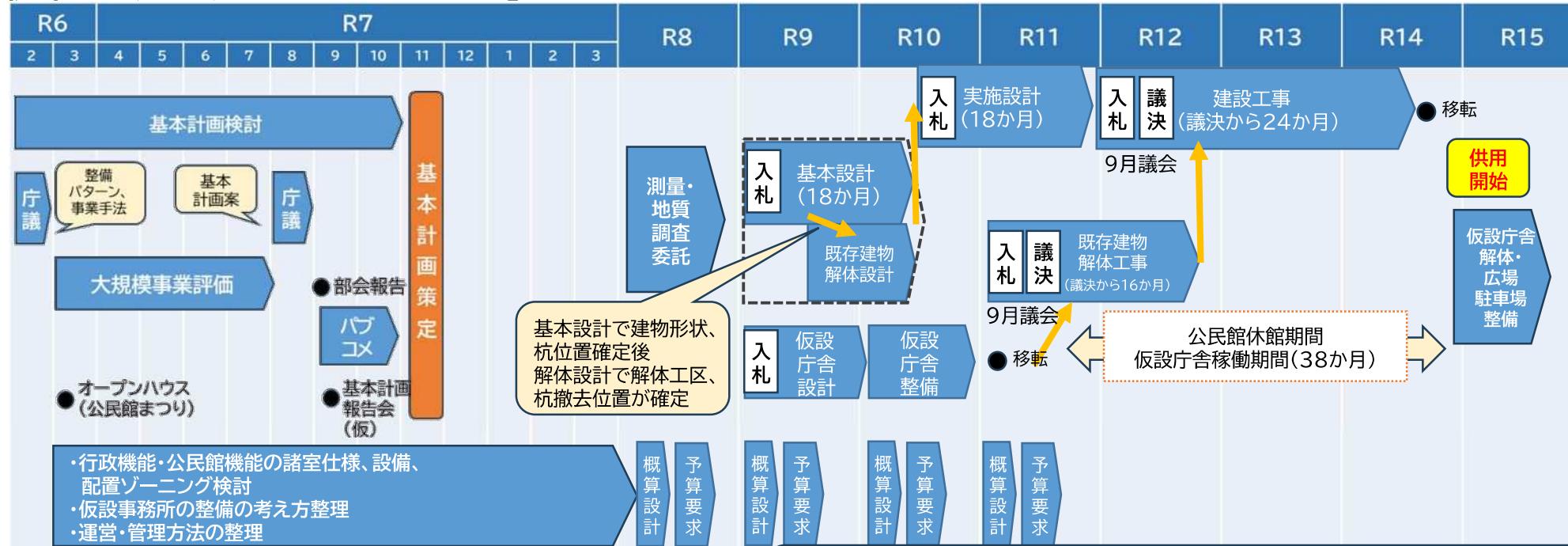
### 3-1 事業スケジュール

10

【基本方針や基本構想で目標としていた従来手法を想定したスケジュール】

R6	R7~8	R9~11
基本 計画	設計(2年)	工事～移転(3年)

【見直し後の従来手法を想定したスケジュール】

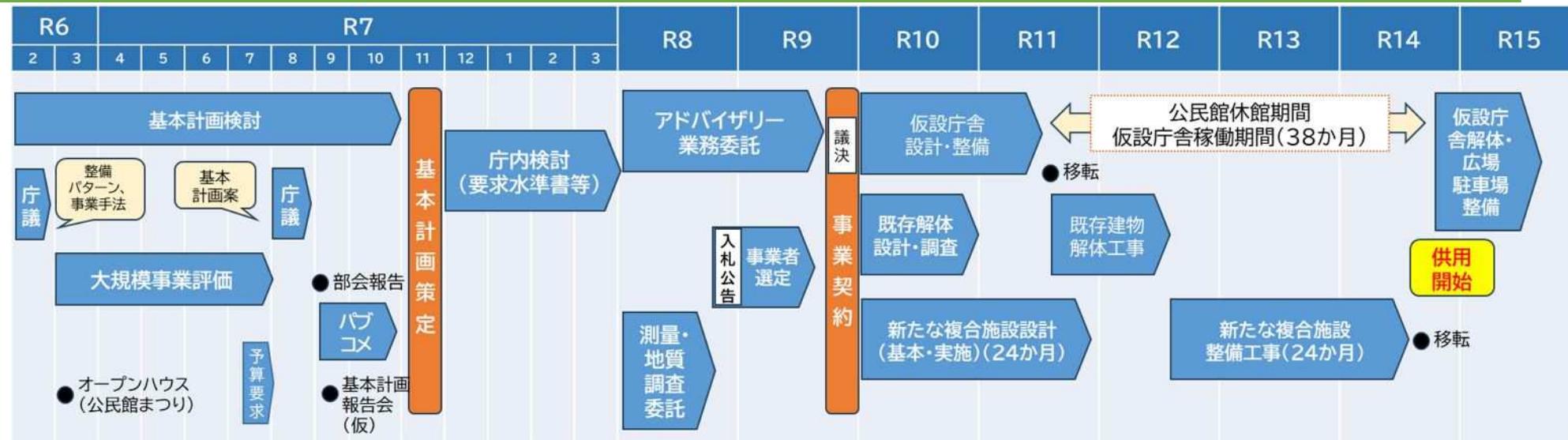


【見直しの要因】

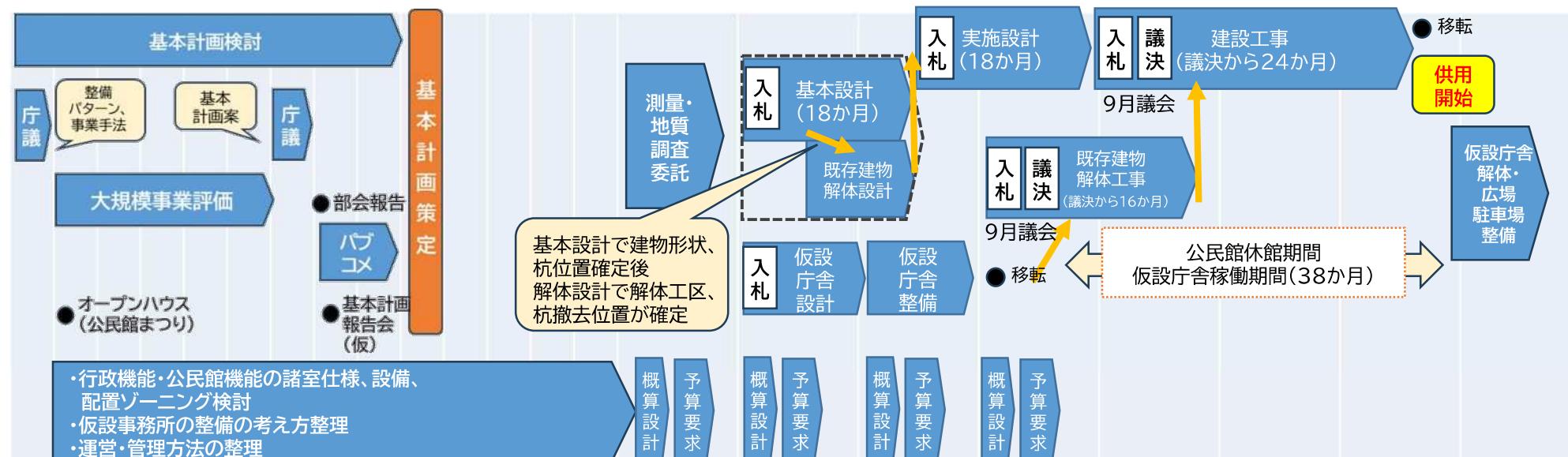
- ・基本計画について令和6年度までの策定が困難となった。
- ・基本計画策定が後ろ倒しになることにより、測量・地質調査以降の工程が順次後ろ倒しになる。
- ・設計に2年を想定していたところ、検討を進める中で、基本設計・実施設計に合計3年を要することが判明した。
- ・工期は、建設事業者等への令和6年6月のサウンディング調査、令和7年1～2月の追加ヒアリングを踏まえて見直した。

### 3-2 民間活力導入手法と従来手法との想定スケジュール比較

#### ・民間活力導入手法



#### ・従来手法



民間活力導入手法と従来手法とで、スケジュールに差は生じないものと想定

→基本方針や基本構想で目標としていた供用開始時期 令和11年度を令和14年度へ見直すもの

※今後、工期について、可能な限りスケジュールの短縮を検討していきます。

#### 【今後の事業費想定】

##### 令和7年度

- ・基本計画策定 2,873千円

##### 令和8年度 業者見積による想定

- ・測量委託 7,588千円
- ・地質調査 6,743千円
- ・アドバイザリー業務委託等(1年目) 28,048千円

##### 令和9年度

- ・アドバイザリー業務委託等(2年目) 13,884千円

##### 以降、契約締結

##### 設計・仮設庁舎整備(※)・既存施設解体・整備開始

※近隣の未利用資産見込みの市有財産等の活用を検討(必要に応じて改修)

## 1 放課後の子どもの居場所の確保に向けた今後の取組について

【こども・若者未来局 こども・若者支援課】

## (1) 主な意見等

- (総務法制課長) 受入れ年齢拡大に伴う条例の改正について、令和8年度から4年生まで受入れを拡大し、令和11年度を目指し段階的に受入れるのであれば、改正の考え方は、1つ目は4年生までと規定するもの、もう1つは、6年生までと規定し、附則を設け、当分の間や期限などを定めるもの、の2通りとなる。なお、4年生までと規定した場合には、5・6年生に受入れを拡大する際も同様の議論が生じるため、実施年を定めることが難しくなる。6年生までと規定した場合には、近い将来、必ず実施しなければならなくなる。どちらでの対応も可能であるが、こども・若者未来局としての考えはどちらなのか。
- (こども・若者未来局長) 現在、待機児童が発生しているが、来年度はさらに増える見込みである。6年生まで受入れを拡大する場合、学校の教室を使用させていただく必要があり、使用するためには、学校が要求するルールを構築していく必要がある。令和7年度に教育委員会とどこまで調整できるかに関わってくるが、その調整が上手くいけば、6年生までの受入れは可能であると考えるため、令和8年度から6年生までと規定したい。
- (総務法制課長) 6年生までの受入れを基本とし、学校との調整結果により附則による段階的な受入れを考えることでよいか。
- (こども・若者未来局長) そのとおりである。
- (市長公室長) 令和7年度は、4年生以上の募集は行わないのではないか。
- (総務局長) 現時点のスケジュールは、令和7年度の6月部会での説明を予定しているが、この審議において、令和11年度までに6年生を受入れることについて承認することとなるのか。条例で6年生までと規定した場合、いつ・どのタイミングで意思決定を諮ったのか問われざるを得なくなると考えるため、そことの兼ね合いになる。
- (市長公室長) 審議事項は「令和8年度より全市で小学校4年生の受入れを実施する」ということではないのか。
- (こども・若者未来局長) そのとおりである。その上で、条例の規定をどのようにしていくのか考える必要がある。
- (こども・若者支援課長) モデル事業をどのように捉えるかによると考える。現に令和6年度から相模湖において6年生まで受入れを行っている。
- (総務局長) 条例を改正せずに受入れているのか。
- (こども・若者支援課長) そのとおりである。特に4年生の受入れについては、モデル事業として、相当の期間が経過している。
- (市長公室長) 条例におけるモデル事業の位置づけについて伺う。
- (総務法制課長) 「市長が特に必要と認めるときはこの限りではない」という規定での取組となる。
- (市長公室長) 今回の審議事項は、4年生まで受入れを拡大するということでよいのか。
- (こども・若者未来局長) 条例については実態と合わせる。
- (総務法制課長) 4年生までという規定でよいのか。
- (こども・若者未来局長) その内容で整理させていただく。
- (財政局長) 条例で4年生までとするのであれば、6年生の受入れはいつから開始するのか。また、教室や職員の状況により、4年生を受入れられない児童クラブが発生するのではないか。
- (総務法制課長) 待機児童は発生することとなる。
- (財政局長) 募集をして待機児童が発生することはやむを得ないことであるが、先ほどの説明では1次募集で3年生まで募集し、その時点で定員に達していれば受け付けないという説明であった。「募集しない」ということ自体、条例と整合が図れていることにな

るのか。

→（市長公室長）受入れ年齢の拡大については、改めて整理いただきたい。

○（財政局長）利用者の負担割合について、国の基準が2分の1と示されている中で、40%程度とする理由について伺う。

→（こども・若者未来局長）他の指定都市の状況等を踏まえ40%程度とした。財政局への相談となるが、令和7年度は子育てに関連する予算を充実していただいている中で、学校給食の1年生の無償化を実施する一方で、応能負担とはいえ、育成料を改定することについて、様々な意見が出ることが想定される。現状は、市の子育て支援として一般財源を投入して35%程度に留めているが、改定後も他の指定都市を踏まえ、40%程度に留めさせていただきたいという提案となる。

→（財政局長）例えば、保育料については、国の精算基準がある中で、目標額を定め7割程度にしたが、その際、今でいう社会福祉審議会へ諮詢・答申したと記憶している。育成料については、他の指定都市の状況等を踏まえ40%程度ということは理解できるが、40%程度の妥当性をどこで判断することとなるのか。17年間育成料の改定を行っていないのであれば、外部から意見等を聴取し、妥当性の承認を得てもよいのではないか。意見として述べさせていただく。

○（財政局長）延長育成料の改定について、見直しを検討するとしているが、いつ頃見直すことを考えているのか。

→（こども・若者支援課長）さがみっ子クラブとの一体的な運営や民営化を進めていくなど、これから検討の中で、延長育成料の改定についても考えていきたい。

○（財政局長）教室のタイムシェアを含めた活用について、教員委員会内で理解されているということでおいのか。

→（こども・若者支援課長）総合教育会議の結果を校長会で周知していただいている、学校へ個別に交渉している中で、学校長の理解も進んでいる印象を受けている。なお、余裕教室、多目的教室、普通教室という順に交渉を行っていく。

→（財政局長）余裕教室等を活用した中で6年までの受入れを展開していくということであるが、新たな建物は建てないという理解でよいのか。

→（こども・若者未来局長）既存施設の活用を第一に取り組んでいく考えである。

→（財政局長）勧めているわけではないが、6年までの受入れを見通した時に、余裕教室等だけでは受入れできない地域や学校が見込めれば、新たな建物を建てるという考えがあつても良かったのではないかと考える。

○（財政担当部長）説明資料22ページの育成料積算について、利用者人数の欄は何を表しているのか。

→（こども・若者支援課長）決算額と令和5年度の利用者人数を基に、利用者の負担割合を40%程度とした場合の育成料を表したものである。

○（総合政策・地方創生担当部長）育成料の改定について、17年間改定を行っていない中で、どのような場合に改定するのか、今後の考え方を示す必要があると考える。

→（こども・若者支援課長）人件費の上昇や物価の高騰など、現行水準と比べ差が開く一方であり、新たな施策に取り組むにも財源が必要となる。令和7年度から新たな組織体制となるため、現在の運営体制のままがいいのか、民営化を進めていくのか、大きな転換を検討していかなければならない。その際に、民営化の委託料を加味した上での料金体系や就労の有無にかかわらず17時まで受入れるなど、他自治体の運営体制を踏まえ根本的に見直した中で、3年後に向け、新たな結論を出していきたいと考える。

→（総合政策・地方創生担当部長）3年間ごとに見直しを図ることや今後の方針を説明資料で打ち出してもよいのではないか。育成料を40%程度に留める理由は問われるため、今後の方針で整理できればと考えた。

○（財政局長）予算について、育成料改定による増額「50,300千円」は、育成料の負担を40%程度にした場合の増額分という認識でよいか。

→（こども・若者支援課長）そのとおりである。

→（財政課長）育成料を改定することによって国・県からの特財が減るという認識でよい

か。

→ (こども・若者支援課総括副主幹) 特財は減ることになる。記載した金額は改定により見込める純粋な歳入額となる。

→ (財政局長) 市負担である3分の1分は増額するが、国・県の3分の2は減額になるとということでよいのか。つまり、「50,300千円」のうち、3分の1である「約17,000千円」が市の増額分という理解でいいのか。

→ (こども・若者支援課総括副主幹) そのとおりである。

○ (市長公室長) 育成料の改定について、新たな取組を実施するために育成料を改正するよう見受けられるが、調整会議でそのような議論はあったのか。

→ (こども・若者未来局長) 育成料の改定と民間補助金の見直しの見せ方については、調整会議でも意見があったと伺っている。育成料の改定は、児童クラブの適正な運営とサービスを向上させるために取り組むものであり、優先順位が高いのはICT化であって、財源にしたいと考えている。教室を上手く活用している自治体では、学校は保護者からの問い合わせを一番気にしており、入退室管理等などをICT化することにより、学校の理解が得られやすくなると伺っている。

○ (こども・若者未来局長) 財政局長から意見いただいた外部への意見等の聴取について、ネガティブな意見が多く出るのではないかと懸念する。一般財源を投入することから、市の判断だと捉えていたため、外部への意見等の聴取は考えていないかった。

→ (財政局長) 自分の経験を含め参考として意見を述べさせていただいた。必ずしも審議会等の外部へ諮れということではない。しかし、利用者の負担割合を40%程度にすることについては、議会などで問われる可能性があり、どのように説明するのか考えておかなければならない。

→ (こども・若者未来局長) 子育て施策によるものであり、そのような説明になると考える。

○ (市長公室長) 17年間育成料の改定を行っていない中で、改定する最たる理由をもう少し具体的に追記いただきたい。また、受入れ年齢の拡大、予算や意見等の聴取の有無について改めて整理いただきたい。

## (2) 結 果

○ 繼続審議とする。

以 上

## 2 衛生研究所再整備基本構想の策定に向けた進め方について

【衛生研究所】

### (1) 主な意見等

- (総務局長) 基本構想の策定前に地域に説明に入りたいという意識が強かったと思うが、策定後に地域に説明に入るスケジュールに変更している。担当課として、このスケジュールで問題ないという判断でよいか。  
→ (衛生研究所長) 整備候補地の選定が課題となっており、バックキャスティングしてスケジュールを再設定したものであり、この形で進めていきたいと考えている。
- (財政局長) 資料10ページに複合施設の方向性についての記載があるが、衛生研究所は単独施設として整備するということでよいか。  
→ (衛生研究所長) 現在の衛生研究所との複合施設ということで記載しているものであり、今回再整備するにあたっては、単独施設として整備するものと整理している。

### (2) 結 果

- 原案のとおり承認する。

以 上

## 3 津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業について

【緑区役所区政策課、津久井まちづくりセンター】

## (1) 主な意見等

- (総務局長) 土砂災害警戒区域内に合同庁舎を再編・建設予定であるということが気にかかる。イエローゾーンだからといって災害リスクが少ないわけではないし、現状はイエローゾーンでも、今後の状況次第で指定変更が行われる可能性がある。そこにあえて公共施設を作る以上は相応の対策が必要である。ハザード対策に莫大な費用がかかり、建設工事費が増額している事例もあると聞くが、どのように考えているか。
- (緑区役所区政策課長) 神奈川県へ確認した所によると、100年に1度クラスの大雨により該当地に土石流が到達した場合の被害想定は高さ20cm程度で、一般的な木造住宅でも家屋倒壊にはつながらない程度のことだった。しかしながら、近年、想定外の大規模災害が増えてきていることから、レッドゾーンでの建築行為を参考に対策を取る方向で検討を進めている。具体的な積算等は今後進めていくが、費用はそこまで多額にはならないと考えている。
- (総務局長) 想定外の大規模災害が増えているので、市民の方の不安を少しでも減らせるように様々な対応を検討してほしい。
- (総合政策・地方創生担当部長) 資料10ページの見直し後の従来手法を想定したスケジュールでは、令和7年度後半部分が空白になっている。予算要求のタイミングなどもあるとは思うが、スケジュールの短縮のためにもこういった部分で何か工夫ができないか。
- (緑区役所区政策課長) 庁内検討等もあるので実際は空白というわけではないが、極力前倒しで進めていきたい。
- (総合政策・地方創生担当部長) 今回は、令和6年度中に基本計画の策定が完了せず、半年程度スケジュールが遅延しただけでなく、様々な事情により更に3年延びてしまうことが論点となっている。スケジュールの設定にはある程度余裕を持たせていると思うので、別途、考えうる限りでの最短スケジュールを示すことはできないか。
- (緑区役所区政策課長) 理論上の最短スケジュールを示すことは可能だが、実際にそのとおり進むかは不明である。一度スケジュール延長をお認めいただいた後、うまくいかなかったので再度延長するというのは説明が難しいと考えている。
- (財政担当部長) 再編後の津久井総合事務所に持たせる予定の機能は資料3ページのとおりか。現在津久井総合事務所周辺に点在している機能を集約するというのが基本的な方向なのだと思うが、あわせてより大きな視点での機能の整理や取捨選択の必要があるのではないか。
- (アセットマネジメント推進課長) 別途、藤野と相模湖の総合事務所の在り方に関する議論も始めたため、それぞれの考え方も踏まえた形で在り方としてまとめていきたいと考えている。
- (緑区役所区政策課長) 基本構想の策定経過において、今後も津久井総合事務所を維持していくという前提のもと、一定程度機能の整理は行われているという認識である。津久井地域全体を見据えての機能の検討についても別途着手しているので、手戻りや重複がないようにしたい。
- (財政担当部長) このタイミングで藤野総合事務所と相模湖総合事務所の在り方検討を始めたのは、そちらで整理した考え方を津久井総合事務所の検討に反映させるためか。
- (緑区役所区政策課長) 津久井総合事務所の機能整理は一旦完了しているという認識のため、別個で検討を進める。
- (財政担当部長) 機能整理が終わっているという根拠はあるのか。
- (政策課長) ある程度の機能については基本構想で定めており、策定当時は不明瞭だった西メディカルセンターの扱いについても今般整理がついた。
- (市長公室長) 本件は継続審議としたい。現状、スケジュールの話に終始してしまっているため、市長と所管副市長に別途審議内容について説明し、了解を得たうえで、改めて審議を行ったほうがよい。

## 第26回 決定会議 議事録

(様式4)

- （財政局長）当初想定していたスケジュールの詳細をわかりやすく示してもらいたい。何をどのように積み上げた結果、こういったスケジュールになっていたのかを改めて示した方がよい。

### （2）結果

- 継続審議とする。

以上